

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
1	前文	前文	最高規範性	「他の条例の解釈の基準となる、基本的な条例」としているが、他の自治体の条例では「最高規範」としているところもある。位置づけについてはどう見たらよいのか。	①	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている。	議会各会派等
2	前文	前文	最高規範性	最高規範としての位置づけは不要	①		議会各会派等
3	前文	前文	位置づけ	他の条例の基準となる基本条例であり、もしもこれに反する規定が無効となるのであれば、前文ではなく、本則に入れた方がよいと思います。前文は効力のないものであったかと思う。	③	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という趣旨にしたため、前文への記載としている。	職員意見
4	前文	前文	位置づけ	(自治基本条例を)もし憲法的な位置づけとし、硬性憲法的な色合いを帯びさせるのであれば、制定の過程において住民投票を行った方がよいのではないかと考える。	①	懇談会では制定過程での住民投票については議論がなかったが、改正手続の議論において、あまりハードルを高くすると改正が難しくなるので、慎重な手続をとった上で、地方自治法の規定通りに改正をすべきという結論に至っている。	職員意見
5	前文	前文	位置づけ	基本的に市民の活動は書いても強制できないという実態として効果が見込めない気がするので、市政運営＝行政活動(?)＝市の政府としてのルールに絞った方がよいのではと思う。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
6	前文	前文	位置づけ	地方自治法に定めが置かれている内容を、武蔵野市自治基本条例(仮称)で改めて規定をすることは、できる限り避けるべきだと思う。なぜなら、どちらにしても、地方自治法に定めが優先し、条例に改めて規定をすることがあまりないことのほか、地方自治法は、頻りに改正されるため、その改正のたびに、矛盾抵触が生じていないかどうかを確認する事務だけ、単純に増えてしまうことになると思われるからである。	①	ご指摘の通り、法改正の影響等もあるので、この条例では、地方自治法に規定されていない事項を中心に定めることとし、重要なところのみ条例でも改めて規定する方向で考えている。	職員意見
7	前文	前文	歴史について	市の背景を織り込むことは、とても大切だと思う。特に開墾当初からの歴史的経緯、中島飛行機や緑の憲章について触れていることは重要だが、さらに加えていただきたいのは、全国に先駆けて「武蔵野市環境浄化に関する条例」が出来た事である。これは画期的なことであると同時に風化させてはいけないことで、関心が薄れた時点であつという間にまた環境が変わってしまうことを常に懸念しておかなくてはならないから入れて欲しい。	⑥	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント
8	前文	前文	コミセンについて	「コミュニティ構想」…特に「コミュニティセンター」については、当条例案全体の中にひとつも触れられていないのはどうしてなのか解せません。各コミュニティ協議会の参加を得て、実践者としての経験を土台とした意見をまとめる機会をつくって頂きたい。この内容を受けての前文がつけられたら、すばらしいと思います。	⑥	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント
9	前文	前文	最高規範性	自治基本条例の最高規範性を担保する仕組みについて、どのように盛り込まれるのか。ホームルームチャーターシステム、自治憲章制度というふうなそういった仕組みは、残念ながら、日本の憲法にも地方自治法にもまだない。そういった中で、この条例が理念で終わらないためにも、過去の条例と相反することができた場合に、過去の条例をどうしていくのかとか、そういう姿勢も含めてぜひ書いていただけたらとよいなと感じました。	①	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という趣旨としている。他の条例との整合性については当然にチェックの作業を行うものと考ええる。	市民意見交換会
10	前文	前文	自治の主体	「主体」という言葉というのは、主権者であるという観点から言うと、少し不十分ではないかと思っております。「主権者であることを自覚し」というぐらいに書いていただきたい。主権者であるということをも最初の、前文のところで明確にさせていただきたい。	③	この条例では、市民の定義を限定的にとらえていないため、このような表現としている。	市民意見交換会
11	前文	前文	市民の多様性について	市民が多様性を認め合い、尊重される寛容な社会を目指すことを追加して欲しい。今度の自治基本条例で、性、民族、宗教、国籍など少数者の権利が尊重されることを明確にすることは、現在のポータレスな社会における、市民らの生活や市政運営にとって大切なことです。	①	人権については憲法で保障されているものであり、この条例でも大前提となる考え方なので、前文において記載している。	パブリックコメント
12	前文	前文	人権について	人権についてはすべての基礎となり、シティズンシップの土台となると考えられるため、前文でしっかり記載していただきたい。	①		議会各会派等

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
13	前文	前文	背景	4つの村や玉川上水の開墾のあたりから書き込むべき。	⑥		議会各会派等
14	前文	前文	背景	「要綱行政で市民の権利を守ってきたこと」については、一概にその意義を否定するつもりはないが、「水道法事件」については違法な行政指導として本市が敗訴している事実があり、「何の反省もしていないのか」との誤解を招くおそれがあると思うので、積極的に記載すべきことではないのではないか。	⑥	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	職員意見
15	前文	前文	制定の意義	なぜ、いま武蔵野市で“自治基本条例”なのかということが、骨子案の素案では明らかになっていない。確かに武蔵野市においては1970年代以降市民活動が盛んで、市民自治・市民の協働が先進的に進められて来たことは明らかです。戦後市政のあゆみと議会および議会条例制定の動きがあるとはいえ、いま、なぜ自治基本条例を制定しようとするのかが前文(案を見ただけでは分かりません。前市長が公約で「自治基本条例」の制定を言われたのが発端だとしても、少なくとも前文において今この条例をつくる意味・意義を明らかにすべきではないでしょうか。	②		パブリックコメント
16	前文	前文	制定の意義	この条例が、21世紀のローカル・デモクラシーを促進するための意義ある第一歩であることが、誰にも分かるように、前文の部分、もう少し工夫してほしいように思います。	②		パブリックコメント
17	前文	前文	目的	「何のために」市民自治を推進するのかという記述が無いように感じた。「市民自治のメリット」「人権の尊重」は大切なことだが、過去の経緯からみると唐突な感じがする。目指す方向性として「次代に伝えていくこと」として「平和」「緑」などのほうが良いと思う。	⑤		職員意見
18	前文	前文	目的	(自治基本条例の)必要性と何故、今作成する必要があるのかの記載が不明瞭だと思う。	①	歴史的背景を踏まえたうえで、この時期に制定する意義については、ご意見も踏まえ前文に加筆したいと考えている。	職員意見
19	前文	前文	背景	市民自治を標榜し、市民自治による市政運営の成果を自負している武蔵野市が「なぜこの時期に自治に関わる条例を定めるのか?」「それも、地方分権一括法施行を契機とした、ある種制定のブームから20年近くも取り残された今、なぜ定めるのか?」について明確にすべきと思う。	②		職員意見
20	前文	前文	背景	「人口減少社会、超高齢化、少子化、子供青少年を巡る様々な課題、困難になりつつある公共施設経営、気候変動等々のこれまで経験したことのない社会状況等に直面しており、今こそ自治の基本を定め、市民自治で乗り越えていく」旨の意思表示を前文で行うべきと思う。	②		職員意見
21	前文	前文	方向性	「戦後のあゆみ」から「方向性」に至る間に、「この時期に定めることの意味」と「市政や市民自治を取り巻く環境の変化等に関する認識と展望」について記載すべきと思う。	②		職員意見
22	前文	前文	背景	武蔵野市民緑の憲章では、「緑」について「私たち市民の生活環境水準をしめす的確な指標である」と記載されている。単なる緑化の問題だけではなく、遊び場、生物多様性、火災延焼防止、公害防止、景観、ふるさとの要素、乱開発の防止、雨水浸透などの水循環等々、市民生活を取り巻くあらゆる生活環境の象徴として緑を掲げているのだと思う。そのため、「市民生活の象徴」という文言を加えていただきたい。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
23	前文	前文	背景	武蔵野市方式は、第五期長期計画15ページの「武蔵野市方式について」にあるように、参加の方式だけではなく、策定準備～策定～策定後の実行～進捗管理までの計画的市政運営に関するシステムです。「長期計画策定において市民参加・議員参加・職員参加をはじめとする武蔵野市方式によって、長期計画を中心とした計画的市政運営を進めてきたこと」など、ニュアンスを変えていただきたい。	②	ご意見を踏まえ、加筆したいと考えている。	職員意見

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
24	前文	前文	背景	武蔵野市として意思をもって町内会・自治会を選択してこなかったため、「町内会・自治会が全市的に組織されず」ではなく、市政を主語において「全市的な町内会・自治会を組織せず」としたほうが適切だと思う。また、「自主参加・自主企画・自主運営のコミュニティづくり」という記述はコミュニティセンターの運営の理念との誤解を招く。コミュニティ構想にあるとおり、「町内会・自治会を全市的に組織せず、『地域を線で区切らない、広い交流、開かれたコミュニティ』をめざしてきた」として、そのために「計画行政によって、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップしてきたことが大事なことだと思う。	②	ご意見を踏まえ、加筆したいと考えている。	職員意見
25	前文	前文	平和事業における協働	戦後の市政の歩みに関して、昭和57年3月の非核都市宣言や平和に関する事業が、武蔵野市と市民の協働で継続して行われてきた事実について記述していただきたい。	⑥	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント
26	前文	前文	方向性	地方自治体から「平和」を発信するのが重要であると思う。ただし、「恒久平和を目指す」という大きなくくりは、地方自治体が市民と自治を進めていくうえで、抽象的すぎると感じる。主語は「われわれ武蔵野市民」など、市民が主語がよい。条例の位置づけは前文ではないところに記載した方がよいと思う。	③	既に市として、世界連邦都市宣言、非核都市宣言を行い、武蔵野市平和の日条例も定めているので、特に変える必要はないと考え。平和に関することについては、歴史的経緯については前文に記載し、条文については、これまでの取組みを継承していく趣旨を盛り込むという議論がなされた。	職員意見
27	前文	前文	方向性	平和はとても大切だが、あえて今自治基本条例を作成し、かつそこに平和の文言を記載しなければならぬ積極的な理由等が明確でないと、逆説的に「自治基本条例に平和の文言を盛り込めなければ武蔵野市が守ってきたと胸を張れない」というように受け取られかねないと思う。	①	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。	職員意見
28	前文	前文	方向性	自治体としてどのような姿を目指していくのかは書き込まないのか。	①	「今後この条例を制定することにより目指す方向性」として、市民は自治の主体であることを自覚し、市民自治をより一層推進すること、市民一人ひとりの人権が尊重されること及び恒久平和の実現を目指すこと、としている。	職員意見
29	前文	前文	前文	武蔵野市に在日コリアンの存在があったこともぜひ記述していただきたい。	⑤	ご意見として承る。	議会各会派等
30	前文	前文	前文	日本国憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という人権尊重の内容について条例にも書き込むべき。それを踏まえた上で、これにさらに国籍・年齢・障害の有るなし・性自認・性的指向性を加えた包括的な、人権尊重・差別禁止を盛り込んだ内容としていただきたい。	①	人権については憲法で保障されているものであり、この条例でも大前提となる考え方なので、前文で記載する旨の議論があった。	議会各会派等
31	前文	前文	歴史的背景	前書きのところで、1ページの「前文」の歴史的な背景というところで、戦前戦後のところは割と具体的に書かれていますが、最初の江戸初期の記載に、もう少しロマンを感じるような武蔵野らしいのがあるのかなと思います。例えば、「江戸初期に玉川上水が引かれたことをきっかけに、それまで草原だった武蔵野台地に開墾を経て農村(里地・里山)が生まれ、その基盤に基づき、まちが徐々に形成されてきた」とすると、何か武蔵野らしさがあらわれるかと思えます。ぜひ検討していただきたい。	⑥	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	市民意見交換会
32	前文	前文	歴史的背景とこれまでやってきたこと	市の歴史的な背景に、現在の中央線の敷設と三駅の建設についての言及がないのは不思議です。本市の街作りにおける歴史的背景および発想の原点ではないでしょうか。それに関連して、市民参加によるまちづくりの項目に、言わばトップダウン式の市民参加手法の典型であるクリーンセンターの建設だけでなく、ボトムアップ式の市民参加の象徴ともいえる、武蔵境駅周辺の街づくりを加えて下さい。	⑥	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
33	前文	前文	最高規範性の担保	「最高規範性」に相当する文言があることは理解するが、もう少しこれを強化する工夫ができないかと考えている。	①	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている。	議会各会派等
34	前文	前文	市の歴史的な背景について	大正12年の関東大震災をきっかけに、都心からの移住者が爆発的に増えて、吉祥寺から今にいたる、「来りもの＝文化人」の町が形成されて行ったこと。	⑥	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント
35	前文	前文		前文に、方向性、位置づけを載せるのはよいのですが、加えて、官民挙げて推進していくのだというきっぱりとした意思を示してほしいです。	①	前文(案)には記載していないが、第1章総則 目的のところでも市がこれまで取り組んできたさまざまな市民参加などに関する事項を明文化することにより、市民参加や情報公開など武蔵野市がやってきた良き伝統を継承させ、それを一歩でも二歩でも進め、少しずつでも時代に合わせて向上させていくことを記載している。	パブリックコメント
36	前文	前文	背景	なぜ規定形式を条例としたかの説明も必要であると思う。前文について、最も都心にある基礎的自治体であり、下から10番目くらいの面積に2番目の密度という住宅都市に、複数の駅、大学、都立公園、上水や河川、浄水場があるなどが集積するコンパクトシティであることなど、立地や環境が自治意識に影響していることもあるかと思えます。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
37	第1章 総則	目的	背景	そもそも「何のために」自治基本条例を制定するのか全く分からない(市民も分からないのでは)。莫大な労力及び時間を費やしているの、せめてその意義は感じられるように進めてほしい。	⑤	ご意見として承るが、第1章総則 目的のところでも市がこれまで取り組んできたさまざまな市民参加などに関する事項を明文化することにより、市民参加や情報公開など武蔵野市がやってきた良き伝統を継承させ、それを一歩でも二歩でも進め、少しずつでも時代に合わせて向上させていくことを記載している。	職員意見
38	その他	その他	教育	市民自治のまちづくりの担い手であるという意識をもって、子供たちが育つことがすごく大切であると思うので、学校教育の現場の中で、どういうふう自治のまちづくりを進めるのかということを取り上げて、子どもたちと一緒に考えていくという取り組みが今後必要なのではないかと思えます。そういう意味では、教育の中で、自治のまちづくりに向けた取り組みを進めるような文章を入れていただけないかと思えます。	⑤	条例制定後の取り組みとして、学校における子どもたちへの今条例の周知の実施を検討していく。	市民意見交換会
39	第1章 総則	目的	条例の目的の明文化	条例の目的がわかりにくい。例えば説明の中に、市長や議会が交代しても、情報共有や市民参加が守られるように…という話があったが、それも説明をきかないとわからない話だ。	①	市はすでに市民参加や情報公開に関するさまざまな取組みを行ってきた。この条例でそれらの事項を明文化することにより、これまでの良き伝統を継承させ、それを一歩でも二歩でも進め、少しずつでも時代に合わせて向上させていくという趣旨である。	市民ワークショップ
40	第1章 総則	基本原則	基本原則	長期計画条例に基づく第五期長期計画では、基本的な考え方として「市民自治の原則」を挙げている。自治基本条例にとっては当たり前かもしれないが、基本原則として掲げてよいのではないかと思う。また、「協働」は自治の一側面ではないか。基本原則に掲げることは違和感がある。情報共有があり、市民参加があるのは柱としてわかるが、その先の協働は一つの枝ではないかと感じる。	①	基本原則のさらに上位である目的に明記している。	職員意見
41	第1章 総則	基本原則	基本原則	「市民自治のさらなる推進」が目的であれば、この自治基本条例のキーワードは「市民自治」として考えをすべて統一していくべきだと思う。	①		職員意見
42	第1章 総則	基本原則	基本原則	主語が「市」となっているが、もっと「市民が主体で」やっていくことを基本原則とすべきと思う。	①	「情報共有」・「市民参加」・「協働」については、この条例を貫く柱となるものであり、このサイクルが回ることによって自治の推進が図られるため、「計画に基づく市政運営」とともに基本原則に掲げている。	職員意見
43	第1章 総則	基本原則	基本原則	第五期長期計画では「協働」を使用せず、また、「市民協働推進課」を「市民活動推進課」と名称変更した。「協働」は目的を達成するうえでの手段の一つであり、協働して進めることもあれば、単独で行うこともある。情報共有から市民参加のその先のサイクルに、必ずしも「協働」が入るとは限らないと思う。	①		職員意見

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
44	第3章 参加と協働	基本原則	協働	協働自体否定はしない。市としてのトーンがどうなっているのかわからない中、何でここで出てきているのがよくわからない。市のこれまでの取り組みを含め、整理することが必要ではないか。	①	市はこれまで市民活動促進基本計画等に基づく取組みを行っており、この条例において原則を明示的に規定したいと考えている。	議会各党派等
45	第3章 参加と協働	基本原則	協働	「第3章参加と協働 協働」の「趣旨・説明」には本市における「協働」の定義が示されているが、実態行為として協働の概念は広く、以前、市民活動推進課では「協働には段階的なグラデーションがあり、例えば市のコピーサービスや市民活動のための会議室の確保なども協働に含まれる」といった見解を公表していたと記憶している。	⑤	市はこれまで市民活動促進基本計画等に基づく取組みを行っており、この条例において原則を明示的に規定したいと考えている。	職員意見
46	第3章 参加と協働	基本原則	協働	「本市が考える協働とはどのような行為なのか？」について本条例に規定する必要は無いとは思いますが、あらためて精査する必要があるのではないかと。	①		職員意見
47	第1章 総則	基本原則	市民参加	骨子案には「参加」「参画」の記述があるが、言葉の整理ができていないのではないかと。また、どこを目指していくのかも不明確である。	①	用語の定義については条例案を作成する際に整合性を図る必要がある。この条例の制定によりこれまで武蔵野市が培ってきた市民自治が一步でも二歩でも前進することを目指している。	議会各党派等
48	第1章 総則	基本原則	市民参加	基本原則の中の「市民参加」のところにある参加の機会を整備(「保障、用意」というのは、保障なのか用意なのかいずれかを選択することかとは思いますが)、この箇所に限らず、保障・用意と出て来るところは全てきちんと「保障する」というふうにして、権利性を明確にしていきたいと思えます。	⑥	市政に参加する権利を「保障」した上でのことになるが、条例案を作成する際に整理する必要がある。	市民意見交換会
49	第1章 総則	基本原則	情報共有	市が情報を公表し、提供するという表現には、情報共有は市民の権利であるとの権利性が感じられません。 「市は、市の保有する情報が市民との共有であること、情報の適宜適切な公表とともに市民の情報開示請求に応え、市民の知る権利を最大限に保障する。」との趣旨を入れた記述にしていきたい。	①	第3章参加と協働 情報共有のところでご意見の趣旨は記載している。	パブリックコメント
50	第1章 総則	基本原則	情報共有の対象	市は圧倒的な情報を持っているので、積極的に情報公表をし、情報の差を埋めて市民が適正な判断をできるようにしてほしい。	⑤		議会各党派等
51	第1章 総則	基本原則	新たな公共セクター	4つの基本原則は是とする。情報共有と市民参加を進め、計画的な市政運営を図ることはこれまでの市政運営のルールの明文化である。ただし、公共的な課題の解決に向けて多様な主体が協働を推進する先には、広い意味での「新たな公共セクター」の創出・拡大を想定すべきである。	⑤	この条例では協働について原則を明示的に規定したいと考えている。	議会各党派等
52	第1章 総則	用語の定義	「市」の定義	P2の「市」の定義とP6の市長等の責務における「市」の位置づけが異なる。整合性を図ってほしい。	⑥		議会各党派等
53	第1章 総則	用語の定義	市	「市」と「市長等及び議決機関(議会)」とは、それぞれ異なる概念であるため、同一であると定義をすることは、できないと思われる。	⑥	用語の定義については、条例案を作成する際に整合性を図る必要がある。	職員意見
54	第1章 総則	用語の定義	事業者	「事業者」の定義をしているが、骨子案では使用していない。第3章参加と協働で事業者の役割が明確になると良いと思う。	⑥	条例化する際に、事業者の定義については検討する必要がある。	職員意見
55	第1章 総則	用語の定義	市内で活動をしている者	「市内で活動をしている者」の定義が曖昧。市内に住所のない、いわゆる「プロ市民」に本条例が悪用されるリスクが内包されているように思える。	⑥		職員意見
56	第1章 総則	用語の定義	市民	「市民」を「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」と定義すると、「市内に居住する者」のみを表現することが難しくなるため、妥当ではないと思われる。	⑥	市民の定義については、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行った。なお住民投票等個別の案件については別途定義が必要と考える。	職員意見

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
57	第1章 総則	用語の定義	市民	在勤、在学者を「市民」と定義することは、地方自治法第10条第1項との整合性を欠き、また、市政運営を恣意的に特定の政治団体に政治利用される懸念があるため、条文化にあたっては慎重な取扱いが求められる。	⑥	市民の定義については、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行った。なお住民投票等個別の案件については別途定義が必要と考える。	職員意見
58	第1章 総則	用語の定義	市民	市民の定義を「居住、働く、学ぶ」とともに「活動」とすることが示されているが、「活動」とはいかなる行為なのかについての解釈は様々生じてしまう。	⑤		職員意見
59	第1章 総則	用語の定義	市民	「活動」が示す領域は広大であるが、本条例には「市民」の役割と権利に関することが種々示されている一方、議会、市長等、職員には「市民に対する責務」が示されている。つまり「責務」を果たす対象が「活動する市民」にも及ぶことになっており、「活動」に関する定義が示される必要がある。	⑥		職員意見
60	第1章 総則	用語の定義	市民の定義	「市民」は居住者、「市民等」を在勤と在学を含むと区別するのはどうでしょうか。	①		パブリックコメント
61	第1章 総則	用語の定義	市民の定義について	一般市民概念は未だ確定したものがないのが現状であり、武蔵野市民と屋間の武蔵野市民を定義すべきである。	①		パブリックコメント
62	第1章 総則	用語の定義	市民の定義について	「地元」とは何か。地域とは何か。市内に居住していなければ駄目なのではないか。在勤、在学、在住者以外でも市内で「活動」する人は、図書館、社会教育施設他、施設利用や催し物への参加等、最大限享受できる様にすべきだが、在住者以外も「活動していれば市民」ということなら、市外の人も、誰でも市民になって発言権を持ち、活動方向を左右し、補助金も使える現象が生まれてしまう。	①		パブリックコメント
63	第1章 総則	用語の定義	市民の定義	趣旨・説明の箇所、在勤、在学の人も「影響」を受けています。と書かれていますが、反動的に利益不利益を得るという消極的な存在ではなく、武蔵野市の発展は在勤在学等昼間流入人口にも支えられていること等、積極的存在として説明する必要があると思います。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント
64	第1章 総則	用語の定義	その他	市民や事業者について定義しているが、暴力団追放について記述する必要はないか。	④	ご意見の趣旨はこの条例とは別のものと思われる。	職員意見
65	第1章 総則	用語の定義	その他	「自治」「市民参加」と「協働」という用語を使用するのであれば、定義規定を置く必要があると思う。単独の用語として使用するには条例としてはあいまいな感じがする。	⑥	「自治」については骨子案P3の用語の説明のとおりであるが、条例案を作成する際に検討するよう市に伝える。「市民参加」「協働」については基本原則として規定する。	職員意見
66	第1章 総則	用語の定義	その他	「市民自治」がキーワードであれば、用語の定義をつけるか、もしくは前文でもっと「こんな市民自治を行ってきた」「今後はこんな市民自治を目指す」と市民自治とはこんなものだ、ということがわかるようにしめすべき。	①	前文の「戦後の市政のあゆみ」のところで記載している。	職員意見
67	第1章 総則	用語の定義	用語の定義	「市議会議員」は「議員」、「市職員」は「職員」で統一したほうが良いと思う。	⑥	用語の定義については、条例案を作成する際に整合性を図る必要がある。	職員意見
68	第1章 総則	用語の定義	市民	一般論として「市民(個人)」「事業者(団体・法人)」にNPO、任意団体、外国人まで含めてよいと思うが、住民投票等個別の案件については、公職選挙法等に基づき厳格に定義した方がよい。	①	市民の定義については、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行った。なお住民投票等個別の案件については別途定義が必要と考える。	議会各会派等
69	第1章 総則	用語の定義	市民	「市民」の定義の中で、市内で働く者や学ぶ者といった記載があるが、どのようなアプローチをするのか。どのように相手へ知らせるのか。	⑥	条例の周知方法については、別途検討が必要と考える。	職員意見

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
70	第1章 総則	用語の定義	市民と事業者の分類定義に関し	①	市民の定義については、事業者も含め、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行った。	パブリックコメント	
71	第2章 市民・議会・市長等の役割	議員の役割	議員の役割	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント	
72	第2章 市民・議会・市長等の役割	議員の役割	議会基本条例との整合	⑥	議員の役割に限らず、議会と関係する部分については議会基本条例と整合を図る必要がある。	パブリックコメント	
73	第2章 市民・議会・市長等の役割	議員の役割	市の役割 議会の役割	①	この条例は自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものである。議員の役割に限らず、議会と関係する部分については議会基本条例と整合を図る必要があるが、議員が市民全体の利益を追求することは当然のことと考える。	職員意見	
74	第2章 市民・議会・市長等の役割	議員の役割	議員の役割	①	「市民の役割」には“次世代及び市の将来への配慮”が「志」として記述されているが、「議員の役割、市長の責務」においては、これに類する「志」の記述がなく、職務の内容が記述されているのみである。“武蔵野市の発展と市民生活の向上に関する責任を担います”と言ったような、“長期的な視点に立った志”に関する記述を加える必要があると考える。	パブリックコメント	
75	第2章 市民・議会・市長等の役割	議員の役割	市民の役割、市長等の役割を含め、どこまでこの条例に記載するのか。議会基本条例との整合性はどうか。	⑥	議員の役割に限らず、議会と関係する部分については議会基本条例と整合を図る必要がある。	議会各会派等	
76	第2章 市民・議会・市長等の役割	議会の責務	議会が担う役割	⑥	議会が、議会の中で合意形成のみならず、たとえば熟議デモクラシー的な制度を活用して、市民参加のもとにより幅広い合意形成のプロセスを促進するために、積極的な役割を担う…といった新たな役割の可能性を、是非、検討・明記して頂きたいと存じます。	パブリックコメント	
77	第2章 市民・議会・市長等の役割	議会の責務	議会の責務	⑥	議会は議決機関であることを記載するべき	議会各会派等	
78	第2章 市民・議会・市長等の役割	議会の責務	議会の責務	⑥	議会の責務:「市長等の監視」よりも「政策の立案等」が重要で、表記順が逆だと思う。	職員意見	
79	第2章 市民・議会・市長等の役割	議会の責務	議会の責務	⑥	多くの市民が反対していたとしても決断、決定、実行すべきことはある。俯瞰的に市民生活全体を見渡し、将来の武蔵野市を見据え、多くの市民の意思とは異なっているも、苦渋の選択をすることがまさに議会の責務だと思う。	職員意見	
80	第2章 市民・議会・市長等の役割	議会の責務	議会の責務	⑥	議会基本条例については検討過程や議論の内容に関する情報提供がないため、整合性がどのように図られているのかわかりません。	職員意見	
81	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市長等の責務	①	市長の強いリーダーシップで前例のない事にもフレキシブルにチャレンジすることを責務と考える。市民が求めることは前例のない事が多いはずで、色々な意見があるのは事実なので、やはりリーダーとして決断力が必要だ。	ご意見の趣旨は理解できるが、この条例は自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものであると考える。	市民ワークショップ
82	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市長等の責務	①	市民満足度の評価方法の定義については懇談会では回答できないが、市長の責務について、業務の監督者として職員の育成、職場管理の面で果たすべき役割の記述が必要では、という議論がなされた。	職員意見	

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
83	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市長の環境	市長はすべてを把握するために正確な情報の入手とそれに対する正確な判断を下さなければならぬので、市長がより良い働きができるような環境を整えるのも周りの人間の務めなのではないか。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント
84	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市長の責務 議会の役割	市長等の責務として「市民意見を把握し、市政に適切に反映する」とありますが、市民の意見を代弁するために議員がいるのではないかと思う。自治法逐条解説にも、住民総会を開くことが実際困難なので、代表を選んで模擬住民総会やという趣旨の記載があったように思う。	⑤	議員もそうだが、市長としての責務でもあると考える。	職員意見
85	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市長の役割	市長の役割として「市」をアピールして欲しい。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
86	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市民自治の進展	「市長等の責務」に「市民満足度の向上」とありますが、自治基本条例ですので、「市民自治の進展」としてはいかがでしょうか。	①	「市民自治の進展」はこの条例の目的となるので、市長等の責務の一つとして市民満足度の向上を上げている。	パブリックコメント
87	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	市民との情報共有について	情報の「提供」という言葉は、情報が市のものであるという意味あいがあり、情報共有や情報公開請求が市民の権利であるという意味が感じられません。例えば、「様々な情報を積極的に公表・開示し、市民との情報共有を図ります。」とするのはどうでしょうか。	①	第3章参加と協働 情報共有のところでご意見の趣旨は記載している。	パブリックコメント
88	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	文書保存について	文書作成と保管義務に関する規定を追加してください。文書を作らない、保管しないことによって情報が葬られ、市民の知る権利が損なわれることの無いようにしていただきたい。	①	文書作成及び保管については、武蔵野市文書管理規則で別途規定されている。	パブリックコメント
89	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	正直行政や議会が何を行っているのか分かりづらいし、知ろうにも専門用語が多い。コミセン等を活用して、少数派の意見を拾い上げる仕組みが必要で、市民との話し合いの場の提供を市側の責務として欲しい。	⑥	ご意見いただいた方法も含め、議会も市長等も市民との情報共有について努力すべきと考える。	市民ワークショップ
90	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	率先して新しいことに取り組むべきだ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
91	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市の決算は不透明で、また、市民のニーズが把握されているという実感が無い。分かりやすい市の運営・会計をすることを市側の責務とするべき。	①	市長等は市民との情報共有について努力すべきと考える。	市民ワークショップ
92	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市民の間で世代間を超えた関わりを持つ機会が少ないように感じる。災害時に向けて安心できる備えのベースとして、市民同士が触れ合う機会を増やすしくみづくりを市側の責務として欲しい。	①	さまざまな仕組みづくりという点では、市長等の責務として掲げている「さまざまな情報を市民へ積極的に分かりやすく提供するよう努め、市民との情報共有を図らなければならない」に含まれると考える。	市民ワークショップ
93	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市民との接点を増やして幅広く意見を吸収することを市側の責務として欲しい。特定の市民に偏らず、普段あまり市政に関わらない層の意見を吸収してほしい。	①	市長等の責務の一つとして「市民意見を把握し、市政に適切に反映するよう努めるものとします」としており、この中に含まれると考える。	市民ワークショップ
94	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	誰もが知れる形で情報を発信することを市側の責務として欲しい。市民の興味を引く工夫や、分かりやすく伝える工夫が必要だ。	①	ご指摘の方法等も含め、市長等は市民との情報共有について努力すべきと考える。	市民ワークショップ
95	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	議会での活動内容の周知及び方法の改善を議会の責務として欲しい。議会で何をしているか分かりづらいし、開示されている内容も分かりづらい。	⑥	議会と関係する部分については、議会基本条例と整合を図った上で規定する必要がある。	市民ワークショップ
96	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	議会の責務として、①本当に市にとって必要な予算から ②予算配分が幅広い世代・地域へのものになっているかをチェックしてほしい。市側は議会から監視されるだけでなく、相互に監視をするべきだ。	⑥	議会と関係する部分については、議会基本条例と整合を図った上で規定するよう市に伝える。	市民ワークショップ
97	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市長も議会も市への誠心誠意の政策を行う事を責務と考える。	①		市民ワークショップ

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
98	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	透明性の高い情報公開を市側の責務として欲しい。市議会の活動内容も不透明である。	①	市長等の責務として「さまざまな情報を市民へ積極的に分かりやすく提供しよう努め、市民との情報共有を図らなければならない」としている。議会と関係する部分については、議会基本条例と整合を図った上で規定する必要がある。	市民ワークショップ
99	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市と市民が関わる機会を増やすことを市側の責務として欲しい。関わることで市民の満足度を現状把握することもできる。	①	市長等の責務の一つとして「市民意見を把握し、市政に適切に反映するよう努めるものとします」としており、この中に含まれると考える。	市民ワークショップ
100	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	声を出しづらい人の意見も聞けるように、市民の意見を広く聞ける仕組みづくりをすることを市側の責務として欲しい。	①		市民ワークショップ
101	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市民の全体最適と部分最適の両方をバランスよく追求することを市側の責務として欲しい。さらに「責務」ではなく「責任」とし、信賞必罰の考えを入れるべきだ。	①	前段については、市長等の責務として「市長は市の代表者として市政全体を総合的に調整し、公正かつ誠実に市政の執行にあたる責務を負います。」としている。	市民ワークショップ
102	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	情報公開によって市民と情報共有をする努力を市側の責務として欲しい。	①	「市長等の責務」として記載している。	市民ワークショップ
103	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	行政の行動の妥当性の確認を市側の責務として欲しい。例えば実際に行われたアンケートのフィードバックが欲しい。	①	第5章 行政の政策活動の原則 行政評価のところで記載している。	市民ワークショップ
104	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	市民満足度No.1を目指す具体策を明言すべきだ。	⑤	ご意見の趣旨は理解できるが、この条例は自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものであると考える。	市民ワークショップ
105	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	議会の監視	議会が市長を監視する仕組みがあるならその議会を監視するのが市民だ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
106	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	子どもたちの学び	市の将来に配慮することの担保として、教育の場でもっと武蔵野市のことを子供たちに学ばせる必要があると思う子供たちは自分の住んでいるまちに関心がなすすぎる幼児期から武蔵野市に触れる時間をもっと作る必要性を切に感じる。	⑤	条例制定後の取り組みとして、学校における子どもたちへの今条例の周知の実施を検討していく。	パブリックコメント
107	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	事業者の役割	せっかく市民と事業者を分けて定義付けしているのに事業者の役割や事業者への期待が全く記載されていない。在勤者や在学生よりも熱心に武蔵野市のことを考えて、様々な取り組みをしている事業者はたくさんある。そうした事業者のことも大切に取り扱うべき。	⑥	条例化する際に、事業者の定義については検討する必要がある。	職員意見
108	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市長等の責務	自治基本条例は市職員への影響が一番大きいと思うが、職員に関する記載が第5章まで出てこないで、市長等の責務と合わせて記載された方がわかりやすいと思う。	①	職員は「市長等の補助機関」であるので、その旨明示的な規定をおくことし、第5章のなかで規定することとした。	職員意見
109	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の権利	「市民の権利」についてどのように検討されたのか。	①	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。	議会各会派等
110	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の権利	武蔵野地方自治法のように住民自治と団体自治のことが多く、住民がどういう権利を持っているかという権利条項が余りないなと感じました。したがって、やや武蔵野市のガバナンス法になっているという印象に感じました。そういう点で、権利条項を「総則」の後ぐらいに持ってきて、その後に「役割」の問題が出てくるのではないかなと思います。	①	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。	市民意見交換会
111	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の責務	市民は本来主権者であるから、参加や参画していくことというのは、全部自分事につなげていくことでもあり、それが結局は自分たちのもの、自分たちも責任を負うということになれば、それは責務ではないか。	①	市民に行政側と同じ「責務」という言葉で縛りをかけることには違和感があるので、最も表現を弱め「市民の役割」とするという整理をしている。	議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
112	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の責務	市民は役割、議員も役割。非常にやわらかい言葉で言っているんですが、むしろ市民も責務があると言い切ったほうがいいのではないかと。投票に行くことが、市民としての第一の責務ではないかと。そういうことを書かないといけないのではないかと。	①	市民に行政側と同じ「責務」という言葉で縛りをかけることには違和感があるので、最も表現を弱め「市民の役割」とするという整理をしている。	市民意見交換会
113	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の責務	憲法などでも勤労、納税、子どもに教育を受けさせるという3つの義務を掲げ、それに対するものとして初めて権利が認められるということですので、そういう関係性があって初めて最高規範という価値も生まれてくるんだと考えています。ぜひ「役割」ではなく、はっきり「責務」と言ってもいいのではないかと。あまり、市民の権利ばかりを主張してもしょうがないのではないかと。	①	市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「市民の役割」とするという整理をしている。	市民意見交換会
114	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の責務	自治の主体は市民であるなら、権利と共に義務があり「責務」で良いのではないかと。自治の主体は市民(住民)であることは言うまでもないことでしょう。権利には必ず義務が伴います。不完全な制度であっても投票するという義務が果たされなければ権利を放棄したことになります。この条例が市民からの発議であるならば、堂々と市民の「責務」と言えばよいし、市民の「責務」の第一は自らの声を「投票」で行使することです。	①	市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「市民の役割」とするという整理をしている。	パブリックコメント
115	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	地域コミュニケーションを活性化することは市民の役割だ。強制ではない形で、軽い気持ちで挨拶が出来る習慣が重要。隣にどんな人が住んでいるかわからない現状は、災害時に混乱を生む。	①	まさしく「市民の役割」で記載している内容と思われる。	市民ワークショップ
116	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市にプライドを持つことが市民の役割と考える。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
117	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割として、近所の方をはじめ、市に対して関心を持つべきだ。他人の迷惑を考えず、最低限のルールを守らない人がいる。災害時にどう動いたら良いかも不明。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
118	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市が発信する情報やイベント等に能動的に反応することは市民の役割と考える。市の政策に足りないところに気づくなど、多角的な視点や場合によっては批判的な目も必要。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
119	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	ご近所との挨拶で緩い関係を作っておくことは市民の役割だ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
120	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	主にコミュニティセンターにおいて、参加すること、楽しむこと、人とつながることは市民の役割だ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
121	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	関心を持って情報共有・情報収集を行う事は市民の役割である。市からの情報開示はされているが、市民の関心がない、チェックや共有ができていない現状がある。	⑤	ご意見の趣旨は理解できる。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。	市民ワークショップ
122	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	地域の人々と幅広い交流を心掛けることは市民の役割と考える。異世代の人との交流が少ない現状がある。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
123	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	責任を持って市長や議員を選出するために、選挙に行くことは市民の役割だ。	①	選挙に参加する権利は憲法、法律で定められているため、この条例で改めて定めるものではないという整理をしている。	市民ワークショップ
124	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市の活動に参加することは市民の役割だ。参加すれば意見を発信することもできるし、市がどうなるうとしているかを市民が把握することができる。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
125	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割と権利の両方を併記してほしい。	①	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。	市民ワークショップ
126	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市民が議会や市長等をチェックすることを市民の役割とすべきだ。議員や市長等が役割を果たしているかどうかを確認する必要がある。	①	ご意見の趣旨は理解できる。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。	市民ワークショップ
127	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	災害時などの地域安全の監視は市民の役割とすべきだ。地域に住む者として意識を持つことは必要である。	⑥	ご意見のとおりと考える。市民の役割の「自治の主体であり、民主主義の担い手であることを自覚して行動する」という項目については正にそういった趣旨を含める意味で盛り込んでいる。	市民ワークショップ

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
128	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	施策を知り、必要に応じて声を上げることも市民の役割だ。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
129	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割として、積極的にコミュニティに参加するべきだ。今の時代だからこそ、自発的に人脈を創ることが重要だ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
130	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	「民主主義の担い手であることを自覚して行動します」という表現が分かりにくく、重たい気がする。趣旨・説明「安心して生活できる環境を自ら守るように努めます」くらいの方が良いと思う。	⑥	ご意見として承る。条例案作成と、条例ができたのちの説明の段階での工夫が必要と考える。	職員意見
131	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	「市民は、お互いの自由と人格を尊重」の中の自由というのが武蔵野市民らしいキーワードだと思う。自治会がなく、個人の自由意志と自発性によって市政の方向性を決めて実践してきたことの核のような気がします。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
132	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割:①未来の人のこと、②今の人のことを明記しているが、③過去の人のこと明記しないか。今まで武蔵野市を作ってきた先人への謝意を明記すれば、歴史的遺産の保全などに繋がると思う。	①	過去のこと(歴史的経緯)については前文で記載する旨整理をしている。	職員意見
133	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割について	「市民は自治主体であり」を「市民は主権者であり」としていただきたい	①	市民の定義については、事業者も含め、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行ったこともあり、「自治の主体」という表現としている。	パブリックコメント
134	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	役割という表現について	「行政側と同じように市民の側に「責務」という言葉で縛りかけることには違和感がある」との意見に違和感を覚える。武蔵野市は市民参加による市政運営の伝統があり、市民は議会、市長と対等な立場で市政に参加してきた。それは市民自らが市政に責務を負うことを含めてい。従って「役割」ではなく「責務」と明記すべきである。	①	市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「市民の役割」とするという整理をしている。	職員意見
135	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	役割という表現について	市民が自治の主体であるならば、「権利」があれば「責任」があることをきちんと書いてもいいのではないかと感じる。市民には「市民自治」を行うために様々な権利があり、その権利を保持するための「努力」や「責任」も求めるところに「自治基本条例」の本質があるのではないかと感じる。	①	市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「市民の役割」とするという整理をしている。	職員意見
136	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	役割という表現について	市民の「役割」という言葉を、「責務」に置き換えるべきではないと思います。ここでは、あくまで、市民が自治の主体であること、そして「民主主義の担い手」であることの自覚と、その自覚に基づいての行動を促すという点を、強調していただきたいと思えます。	①	市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「市民の役割」とするという整理をしている。	パブリックコメント
137	第2章 市民・議会・市長等の役割	市長等の責務	議会・市長等の責務	代表質問がない等無所属議員への意見を伝えにくい、伝わりにくいという意見がグループの中であった。より活動がわかるように、通年会期制の導入や、インターネットの活用も考えられる。議会・市長等の活動を可視化することを責務として欲しい。	⑥	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。	市民ワークショップ
138	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の役割	市議会について関心を持つことは市民の役割である。議会や行政を監視することを市民の努力義務ないし義務とすることには抵抗があるものの、権利であることは確かであるから。	⑥	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。	市民ワークショップ
139	第3章 参加と協働	情報共有	会議のあり方について	会議の非公開については恣意的であってはならないと考える。非公開とする状況については列挙すべき。	①	ご指摘のとおりで、非公開とする会議は情報公開条例に定める非開示情報が内容に含まれるもの、と想定している。	議会各会派等
140	第3章 参加と協働	情報共有	会議の定義	「情報共有」の「趣旨・説明」に「公開とする会議は一」とありますが、これだと市の職員と有識者のみで構成される会議は公開されなかりかねません。公開の対象を広くするような文言を提案していただけませんか。	①	骨子案素案においても、市長等が設置する審議会・調査会・懇談会・研究会など、有識者や市民等、市の職員だけではなく外部の委員が構成員になる会議は公開対象とすることとしている。	パブリックコメント
141	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	職員がコミセンに赴くなど、市の方から市民に歩み寄り、市民の話を直接聴いて欲しい。その方が市民としても手間がないし、市も市民の意見を把握できると思う。	⑤	「自らが自治の担い手であることを自覚し」に含まれるものと考えられる。	市民ワークショップ

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
142	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	情報取得手段の多様化が大切である。	⑤	「知る権利を保障する」からそのような取り組みに繋がっていくことを想定している。	市民ワークショップ
143	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	現状は情報が大量すぎて分かりづらいので、関心を持つ人を増やすためにも、精査して重要な情報をまとめることが大切である。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
144	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	相手に伝わっているか確認することが情報共有において大切だ。一方通行の伝達では意味がない。	⑤	その意味で情報の「開示」ではなく「共有」という表現を用いたところである。	市民ワークショップ
145	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	必要な人に必要な情報が届くことが大切なので、今まで市政に興味がなかった若い人や働く人などへのきっかけづくりが大事だ。自分に関わりがないと知ろうとする機会もない。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
146	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	情報を得る側も得ようと積極的に努力をするべきだ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
147	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	項目一覧や見出しを工夫し、シンプルで検索しやすいことが情報共有において大切だ。	⑤	ご意見として承る。	市民ワークショップ
148	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有の対象	「会議録の公開」について記載があるが、市職員の負担増につながらないか？会議録作成の外注を認めるなどの配慮も合わせて検討する必要がある。第2章には、市長等の責務として、「職員が十分に力を発揮できる環境を整え、仕事の質の向上を図ること」が記載されているので、業務負担軽減の視点でも、検討が求められていると考える。	①	懇談会において、策定過程における情報公開の一環として会議の及び会議録も原則公開とするという議論がなされ、骨子案素案に記載された。職員の業務負担軽減については当然考えなくてはならない重要な問題で、そのための対策や手法を検討するべきである。	職員意見
149	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有の対象	会議の公開非公開の判断は、これまで会議体に委ねられてきたが、条例制定後も、正当性の判断を含め、会議体に委ねられるものと考えて良いのか、それとも正当性については予め限定されるのか、その辺りがよくわからない。	①	本条例は他の条例の解釈の基準となる基本的な条例であるため、会議の公開の是非については会議体の判断に委ねるものではなく、骨子案素案のとおり「原則公開とすることを想定している。ただし、その上で非公開とすべきかどうかについてはそれぞれの会議体に委ねられていると考える。	職員意見
150	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有の対象	武蔵野市が他の自治体に先んじて情報公開条例を制定し、長期計画をはじめとする計画策定において政策情報の公開をしてきたのは、情報の公開が市民自治につながると考えたからである。本文にもその主旨が伝わるような記述を入れていただきたい。	①	市民自治の推進に向けた情報公開の重要性について盛り込めるよう、条例案作成の際に検討する。	職員意見
151	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有の対象	情報共有の部分ですが、情報公開が「市民参加」そして「協働」を担保するものであるならば、「公共的な責任を負う事業者や市民団体等」を情報共有の対象に含めなければ、現実にもそぐわないことになってしまうのではないのでしょうか？とりわけ現在では、PPP等の手法において、民間企業が公共サービスの供給主体となるケースも散見します。この点はぜひ、考慮していただきたいと思います。	⑥	責任の主体として、市長等及び市議会だけでなく、さらに「公共的な責任を負う事業者や市民団体等」を含めるべきかについては今後条例案作成の際に検討していく。	パブリックコメント
152	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有の取組み	情報公開について、憲法に相当する自治基本条例の中で、どういう意味を持つのかを明記すべきだと思います。つまり、情報共有のために不可欠なもので、そのために積極的にこうしなければならぬということ、この条例の中で制定すべきだと考えます。	⑥	行政の公正と透明性を確保し、市民の市政参加を推進するために、市民との情報共有、市民への情報提供は、不可欠な要素である。本条例の基本原則のうちの一つとしても位置付けている。それが十分に担保される内容となるよう、条例案の作成をおこなっていく。	市民意見交換会

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
153	第3章 参加と協働	情報共有	情報公開	終わってからの公開は遅すぎる。策定過程での論点、争点を明確にしたうえで公開し、市民が自分事として考えられる仕組みが必要と考える。	①	懇談会の議論においても、情報を公表するタイミングについてはたびたび議論となったが、「案件によるため、一律の定めを設けることは困難」という意見が出たことを受けた結果、骨子案素案の「市は、市の保有する情報を市民に適時適切に公表し、分かりやすい情報公開に努める」という表現になっている。	議会各会派等
154	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有	情報公開条例に基づき意思形成過程の情報共有に関しては深化を求める。	①		議会各会派等
155	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有の対象	行政の公正と透明性を確保するためにも、政策過程・計画の策定過程等について、市民に対して、できるだけ明らかにしていくが望ましいと考える。	①		職員意見
156	第3章 参加と協働	情報共有	情報の提供	欲しい情報と提供されている情報がマッチングしていない。	⑥	条例案の作成と並行して、欲しい人のところに欲しい情報が届くよう、随時検討していく。	市民ワークショップ
157	第3章 参加と協働	情報共有	その他	住民投票は、一種の最終手段か非常手段であって、実際にはそれ以外の、例えば「情報共有」、「市民参加」、「協働」、「コミュニティ」ということがきちんと確立されていることが、住民投票以上に重要だと思う。この武蔵野において、これまでに積み上げてきた様々な議論があると思うので、実際の条例を策定する際には、そういう議論をぜひ前み上げる努力をしていただきたい。	①	市と市民の情報共有によって市民参加が進み、それが協働に繋がりがり、そのサイクルが回ることによって自治の推進が図られるため、情報共有・市民参加・協働は3つの大きな柱として基本原則にも組み込んでいる。また、コミュニティを大事にするという市の姿勢を本条例で改めて示すことも大切と考えている。ご指摘の通り、条例案作成の段階でこれらの議論をさらに深めていく。	市民意見交換会
158	第3章 参加と協働	情報共有	用語の定義	情報公表というのは、市民の請求を待たずに、市が一般市民に対してさまざまなメディアを通じて公表することであり、情報公開というのは、情報公開請求者の請求に応じて公開するもので、両者は対象も手続も違うものです。情報公表と情報公開の両方がそろって市民と市が情報共有できることとなりますが、素案においては両者が混同され、あるいは誤用されているように思うので、その点は直していただいたほうが良いと思います。	③	ご指摘いただいた、情報の公表と公開の表現については骨子案素案全般について再度見直しを行う。	市民意見交換会
159	第3章 参加と協働	情報共有	わかりやすい早めの公開	情報公開について、市民が情報をつかむには常に自らアンテナを張って意識していないと必要な情報は入ってこないように感じる。もっと広くわかりやすく、早めに公開することはできないかが課題である。	①		パブリックコメント
160	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	一步通行で終わらないことや、市民のメリットやデメリットを明確化して情報提供を行う事が大切だ。また、情報は多すぎても分からないので精査が必要だ。情報提供のタイミングも大切である。決まってからでは遅い。	①	懇談会の議論においても、情報を公表するタイミングと、わかりやすさについてはたびたび議論となった。その結果、骨子案素案の「市は、市の保有する情報を市民に適時適切に公表し、分かりやすい情報公開に努める」という表現になっている。それを担保するための仕組みは条例案の作成と合わせて検討していく。	市民ワークショップ
161	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有において大事なこと(WSでのテーマ)	現在の情報の参照先は紙か電子媒体かで二極化しているが、複数の媒体で情報受取の頻度が選べ、関心が持てるような仕組みをつくるのが情報共有において大切である。	①		市民ワークショップ
162	第3章 参加と協働	情報共有	情報公開	情報公開請求は具体的には「武蔵野市情報公開条例」の定める処になりますが、自治基本条例が、「武蔵野市情報公開条例」の解釈の基準として生かされる様に、「市は情報公開請求に積極的に応えます。」との文言を加入していただきたい。	①	ご指摘のとおり、行政文書の開示については、情報公開条例第9条に市の義務として定められている。本条例においては、情報共有に関する市長等及び市議会の責務など、大枠の部分を定めることとしている。	パブリックコメント
163	第3章 参加と協働	情報共有	情報公開と市民参加	情報公開の状況の評価する制度を設ける必要があります。年度ごとどの程度の情報が公開されたのかを分かりやすく公表するなどして、常に改善を図るシステムになっていることが必須です。	①	情報共有に関する詳細については情報公開条例で定められているため、本条例においては、情報共有に関する市長等及び市議会の責務など、大枠の部分を定めることとしている。	パブリックコメント
164	第3章 参加と協働	情報共有		2016年12月に施行されております官民データ活用推進基本法の武蔵野市での条例化を見据えたものに深めるべきである。	①	情報共有に関する詳細については情報公開条例で定められているため、本条例においては、情報共有に関する市長等及び市議会の責務など、大枠の部分を定めることとしている。官民データ活用推進基本法に基づくデータの活用については総合情報化基本計画において位置付け、検討をしている。	パブリックコメント

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
165	第3章 参加と協働	市民参加	「重要な」の捉え方	市民参加において「重要な」ものとはどう考えていくのか。	⑥		議会各会派等
166	第3章 参加と協働	市民参加	「重要な」の捉え方	「重要な」の捉え方について、どう決めていくのか。そもそも定義する必要があるかどうか。	⑥	懇談会では、市民の権利義務に関わる内容を含むもの、市民との関係を規定するものは重要な計画・条例に入るという整理をしているが、今後条例案を作成する際には、具体的にどういった内容が含まれるのかについて検討が必要と思われる。	職員意見
167	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加	市民参加の対象事項は各々で解釈が異なる(特に「重要な計画、重要な条例」)ので、具体的に記載する必要があるのか。	⑥		議会各会派等
168	第3章 参加と協働	市民参加	学習機会の提供	教育委員会所管のところで、もう少し総合的な市民生活にかかわるような課題の学習を活性化していけると、市民参加が充実していくかと思っておりますので、そのあたりを位置づけていただきたいと思います。	⑤		教育委員会では、武蔵野市立の小中学校において特設教科として「武蔵野市民科」のカリキュラムを今後実施するにあたり、武蔵野市民科カリキュラム作成委員会を設置し、必要な情報について検討を行っている。
169	第3章 参加と協働	市民参加	協働・コミュニティ	協働とコミュニティに関しては条文化せず前文への書き込みでよいのではないかと。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として示している。「コミュニティ」については、武蔵野市の特徴の一つであるので、前文で歴史的背景等を記載した上で、考え方を条文として記載するという整理をしている。	議会各会派等
170	第3章 参加と協働	市民参加	市民憲章の制定	「市民参加」を具体化するための手段として、事前手続きと事後評価を一連的・制度的に条例化・体系化することを目指すのであれば、「市民憲章」の制定が検討されるべきではないでしょうか？	①	現行の法体系にはご意見の趣旨のような概念がないため、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている。	パブリックコメント
171	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加	参加できる人は減っているが、参加したいという気持ちはある人は多い。各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくるというエッセンスは入れるべき。	①	ご意見のとおりと考える。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。	議会各会派等
172	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加	今の社会保障制度の中において、市民のボランティア等の姿、そういう人たちが支えていただいているという社会資源の温かみやその大切さ、その声を反映させていくことが、今の自治体の果たすべき役割の中で大変大きな意味を占めている。市民の権利ということはまた別の問題として、市民参加にもなるのかもかもしれないが、どのような議論があったのかを伺いたい。	⑤	ご意見のとおりで、市民のボランティアの力については主にコミュニティの項目において話題に出て「自治基本条例の中に位置づけるにしても、今まで武蔵野が培ってきたコミュニティとかけ離れないように慎重に考える必要がある」といった議論がなされた。	市民意見交換会
173	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	主役である市民にとってわかりやすく、利用しやすく、参加しやすいいくみが必要だ。市民の目線に立って市民参加を考えて欲しい。例えば市政センターの機能を広げてそこで市民参加を可能にするなど。	①	ご意見のとおりで、市民にとって参加しやすい仕組みをつくるのは市の役割と考える。	市民ワークショップ
174	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	発生した問題に対して、どこに連絡すればよいのかと、その後どう扱われたかがわかると便利であり、且つ市民参加意欲も向上するので、相談窓口の明確化と市民参加の結果を開示することが大切と考える。	①	ご意見のとおりと考える。市民参加の項目において、パブリックコメント等が出された意見に対して応答することを市長等の側に義務付けている。	市民ワークショップ
175	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	市民に対してきかけづくりを行い、市政に関心を持たせることが大切だ。	①	ご意見のとおりと考える。市民参加の項目の「参加の機会を整備する」にそういった内容も含まれると解する。	市民ワークショップ
176	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	市が①市民の参加努力を認める仕組みおよび②市民が気軽に参加できる仕組みを作り、市民も関心を持つことが大切だ。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
177	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	気軽に参加できる仕組みと、「楽しそうだ」というインセンティブを働かせることが大切だ。また参加したことへの反応が広がってくることも大切だ。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
178	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	参加することで自分たちが住む市が良くなるとおもうので、市民が主体性、積極性を持って参加することが大切だ。	①	ご意見のとおりと考える。市民の役割の「自治の主体であり、民主主義の担い手であることを自覚して行動する」という項目については正にそういった趣旨を含める意味で盛り込んでいる。	市民ワークショップ

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
179	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	市民参加をする方法をもっと伝えて欲しい。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
180	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加において大事なこと(WSでのテーマ)	参加しなければ何も生まれないので、理由は何であれまずは参加することが大切だ。市民は興味関心がないと意見を伝えたいと思わないが、まずは参加しないと関心を持つきっかけもない。市民の参加を促すために市が仕掛けをすることも大切だ。	⑤	ご意見のとおりと考える。	市民ワークショップ
181	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加について	市民参加には「学び」が必要であるので、「地域の課題や市政に関する学びの支援」を条文に入れる。学びの場を提供、学ぶ情報を提供、成果の活用支援など。五期長計の調整計画には「参加と学びの循環」(34頁)、市民活動促進基本計画改定計画には重点施策として「市民活動に関する学びの機会の提供」(6頁、18頁、重点施策)、これからの地域コミュニティ検討委員会提言にも「学びの場の確保」(13頁)があり、武蔵野市は学びと市民活動(参加)の関係を重視してきた。今後ますます必要になると思う。	③	「学び」についての条文を入れるかどうかは、この条例の目的に照らして検討するとともに、ご意見の趣旨については前文のところで改めて検討する必要がある。	パブリックコメント
182	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加について	主権者たる市民に対しては、参加の機会を「保障」とすべきです。	⑥	市政に参加する権利を「保障」した上でのことになるが、条例案を作成する際に整理する必要がある。	パブリックコメント
183	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加について	市民参加の対象事項が、かなり限定的とされているのは、疑問です。	①	市民参加の方法として挙げたものは、パブリックコメントと意見交換会を原則行うものとし、それ以外は例示として掲げ、「事案に応じて適切に取り入れていく」としている。	パブリックコメント
184	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加について	市民参加の方法として、市民委員参画を必須とするべきです、多様な方式を盛り込んでください。無作為抽選市民のワークショップはアンケートのようなものです。ワークショップには、手を上げる市民も含めるべきです。	①	市民参加の方法として挙げたものは、パブリックコメントと意見交換会を原則行うものとし、それ以外は例示として掲げ、「事案に応じて適切に取り入れていく」としている。	パブリックコメント
185	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の対象事項	計画策定の場合、中間のまとめ等に対する意見交換は、市ではなく、委員会等が実施していると思われる。市が、委員会等に対してパブコメの実施を求め、ということでのよいのか。	①	制度化された場合は、委員会等が行うものとする。	職員意見
186	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の対象事項	市が施工する工事等は市民意見を聞くところがあるが、都が施工する工事についても本条例を基に市民意見を聞いてもらうよう働きかけることになるか? (「市長等が実施する」と始まっているので対象外に読めるが、市民の立場からすると施工者が誰であれ意見は言いたいと思われる。)	①	この条例の目的からすると、ご意見の趣旨はこの条例と直接には関わらないと思われるが、第6章の国及び東京都との関係の中で働きかけを行っていくことは考えられると思う。	職員意見
187	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の対象事項	市民参加の範囲が、計画策定への意見提出や公募委員としての参加など、策定過程における狭い範囲のように受け取れる。計画策定に参加し、決定し、実行することまでが市民参加であり、自治であると思う。	①	市民参加の方法として挙げたものは、パブリックコメントと意見交換会を原則行うものとし、それ以外は例示として掲げ、「事案に応じて適切に取り入れていく」としている。	職員意見
188	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の対象事項	市長等が実施する市民参加の対象事項として、長期計画の策定のみならず『推進に関与』を追加して欲しい。策定のみでなく、実施状況をチェック検討することまで参加とするべきだ。(第5期武蔵野市廃棄物処理基本計画における市民会議のよう)	①	市民参加の方法として挙げたものは、パブリックコメントと意見交換会を原則行うものとし、それ以外は例示として掲げ、「事案に応じて適切に取り入れていく」としている。	パブリックコメント
189	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の手続	公共施設建設等により影響を受ける地域の市民に対し、市は意見を述べる機会を確保:「小規模な施設整備で近隣利害関係者に説明」は、本条例に明記することで民間の施設よりも近隣に配慮し過ぎることにならないか。地方自治法上、市民全体の財産を守る必要があり、市施設は市民全体の財産なので、例えば建物など、近隣の利害関係者に配慮することで床面積が過少になることは、市民全体の財産を損していることにならないか。	①	近隣で生活に影響を受ける方々の「意見を聞く機会を設ける」としており、そのことがイコール「配慮して床面積を過少にする」ことにはならないと考える。	職員意見
190	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の方法	重要な計画の策定などは、原則として、パブコメと意見交換会を実施するとのことであるが、パブコメはともかく、意見交換会にはなじまない計画もあると思うが、例外規定は設けられるのか。	①	パブリックコメントも市民意見交換会も広く意見を求めるという同じ趣旨と思われる。	職員意見
191	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の方法	「重要な条例の制定・『改』廃」、「適切な」、「生活に影響を受ける地域」など解釈が必要な表現が多いので、運用がしやすいように整理してほしい。	⑥	条例案を作成する際に整理する必要がある。	職員意見

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別		
大項目	項目							
192	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の方法	市民参加の方法	自治の主体は市民であるので「市政に参加」という言葉よりは「行政手続への関与」といった感じのほうが良いと思う。市民は行政への意見はいつでもどこでもできる。最も行使しやすい方法は窓口や電話、ホームページでの意見・提案・苦情等であり、制度としては市長への手紙がある。まずこれを保証することが必要であると思う。	①	すでに様々な事前手続を定めたものとして「行政手続条例」があるため、自治基本条例では市民参加の基本原則を定めるものとする。	職員意見
193	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の方法	市民参加の方法	ステーキホルダーといわれている、普段から市政に関わり・関心のある特定の市民だけではなく、今まで市政にあまり関心を持っていなかった人たちが、若い人たちの掘り起こしが不可欠だと考える。	⑤	ご意見の趣旨はごもっともと思う。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定めるものとする。	職員意見
194	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加の方法	市民参加の方法	③「市民生活に大きな影響を及ぼす事項」について、市税の課税、固定資産の評価要領等、市民参加に適さないものについてはできないことを理由も含めて明言しておく必要があると思う。いたずらに市民参加を期待させると現場の混乱につながる恐れがある。	⑥	条例案を作成する際に整理する必要がある。	職員意見
195	第3章 参加と協働	市民参加	市民の権利	市民の権利	「公共施設建設等により生活に影響を受ける地域の市民に対し、市は意見を述べる機会を確保するよう努めるもの」としてはできないことを理由も含めて明言しておく必要があると思う。いたずらに市民参加を期待させると現場の混乱につながる恐れがある。	①	懇談会での「各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくる」というエッセンスを入れるべき」という議論を踏まえ、現在の記述となっている。	議会各会派等
196	第3章 参加と協働	市民参加	情報開示と市民参加のタイミング	情報開示と市民参加のタイミング	行政が何か行動に移す前に、発想の段階で、その行動・計画によって最も影響を受ける住民は誰かを想像し、地域に大きな影響をもたらす移転計画に最初から住民が係わる事ができるようにして欲しい。必要な計画ならば聞く耳を持つ良識ある住民を信じて、近住民に情報開示して最初から話し合いの場を設けるべきだと思います。	⑤	ご意見の趣旨はごもっともと思う。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定めるものとする。また懇談会での「各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくる」というエッセンスを入れるべき」という議論を踏まえ、現在の記述となっている。	パブリックコメント
197	第3章 参加と協働	市民参加	情報開示と市民参加のタイミング	情報開示と市民参加のタイミング	行政が「地域にはお話ししました」という場合の「地域」の人たちとは、直接影響を被る当事者たちではなく、行政側の代替者的な人たちとか、何かの意図があって行政に物申す人々の場合が多いように思います。まずは、直近で最も影響を被る人々に情報を届け、話し合いの場を設けるべきであり、地域全体の問題に広げる必要を当事者たちが同意したなら、上記の人たちも巻き込んで協議すればよいと思います。順番を間違えないで頂きたい。心から「協働のサイクル」が形骸化する事なく、市民の生活に根付くことを祈ります。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント
198	第3章 参加と協働	市民参加	情報共有や市民参加についての市民のチェック	情報共有や市民参加についての市民のチェック	「情報共有」の項には「適時適切に公表」、「市民参加」の項には、「適切な方法」等の文言がありますが、市が「適切」と判断しても市民からは「不適切」「不十分」に思えることもあります。「適切」に行なわれているが、市民参加でチェックする仕組みは作れないでしょうか。	①	ご意見の趣旨はごもっともと思う。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定めるものとする。また懇談会では、「各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくる」というエッセンスを入れるべき」という議論があった。	パブリックコメント
199	第3章 参加と協働	市民参加	出された意見への応答	出された意見への応答	パブリックコメント等への応答の義務について記載があるが、どの程度の応答を求めるのかが課題と考える。様々な意見が多く寄せられる中、「ご意見として賜ります。」程度の応答でもよしとするのか。いただく意見によっては、そのような応答も可しとしないと、厳しいと考える。	⑤	懇談会でもご意見のような議論があり、出された意見に対する応答義務の規定を設けた。ただ、出された意見の内容によっては「ご意見として承る」といった応答があるのはやむを得ないと考える。	職員意見
200	第3章 参加と協働	市民参加	出された意見への応答	出された意見への応答	「市民参加」の項に、「出された意見に対して応答する義務」が書かれていますが、現状では、出された意見に対して「ご意見として承ります」といった「応答」が多くなっています。出された意見に対してキチンと応答されることで、市民参加の意欲が高まると思いますので、出された意見に則した応答がなされるように規定していただければと思います。	①	懇談会でもご意見のような議論があり、出された意見に対する応答義務の規定を設けた。ただ、出された意見の内容によっては「ご意見として承る」といった応答があるのはやむを得ないと考える。	パブリックコメント
201	第3章 参加と協働	市民参加	パブコメのあり方	パブコメのあり方	パブリックコメントについても、本来議員がいて議会があることで担保されているという仕組みだと思う。現実的に市長が実施するパブコメをやめることは難しいと思うが、パブコメで市民意見を聞く必要があるなら、市長ではなく議員または議会がやることを検討してはどうか。	①	議会と関係する部分については、議会基本条例と整合を図った上で規定する必要がある。	職員意見
202	第3章 参加と協働	市民参加	パブコメの働きかけとその後の議論のあり方	パブコメの働きかけとその後の議論のあり方	パブリックコメントの現状も、いろいろな事がほとんど出来上がってしまってもう変更する気もないが一応形だけコメントを募集している…という風に思える。市民の意見を反映させてくれる意思があるなら、もっと積極的に働きかけて欲しいし、パブコメをとった後の議論も真剣にしてほしい。昨年秋の三鷹市の文化施設の件などは画期的な例で、行政が市民の意見にここまで真剣に向き合うのはごく珍しいのではないかと感じるが、とても大切なことだと思う。	①	パブリックコメントや市民意見交換会については、これまでは任意に行っていたものを新たに制度化するものである。また、応答の義務も設けることとしている。	パブリックコメント
203	第3章 参加と協働	市民参加	パブリックコメント	パブリックコメント	情報公開に対応して、パブリックコメントの制度化は必要。	①	パブリックコメントや市民意見交換会については、これまでは任意に行っていたものを新たに制度化するものである。	議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
204	第3章 参加と協働	市民参加	貧困層の市民参加について	市民参加に関しましては貧困層等に関しましては実質的に道を閉ざされています現状を鑑み、現状を打開する政策の必要性を合わせて唱うべきである。これは第二章の「市民の役割」案にも反映されるべきものである。	①	貧困層等の方々へ実質市民参加の道が閉ざされているか否かは判断できないが、いずれにしても市民参加が促進されるよう、この条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。	パブリックコメント
205	第3章 参加と協働	市民参加	学びについて	市民参加の条文中、「学び」の支援を入れる。市民が市政に参加し、賢明なる市政の推進に貢献するためには、地域の課題や市政について学ぶことが必須の条件である。効果的な市民参加を促そうとするのであれば、市は市民に適切な学びの場を提供したり、学びに関する情報を提供したり、学んだ成果を市政に活かすための環境を醸成することが必要である。	①	「学び」についての条文を入れるかどうかは、この条例の目的に照らして検討する。また、ご意見の趣旨については前文のところで改めて検討する必要があると考える。	パブリックコメント
206	第3章 参加と協働	市民参加	ルール化の影響について	これまでやってきたことをルール化して盛り込むとの説明があったが、「重要な計画」と思われる計画でも、無作為抽出WSなどは実施していない計画も多くある。市民参加の手法をここまで具体的に掲げ、義務化するのであれば、計画策定時に人員増が必要になるケースが増えると思う。	①	懇談会では市民参加の方法として「パブリックコメント」と「意見交換会」を原則として実施するものとし、その他の参加手法は問題ごとに適時適切な方法を採用する、という議論となった。	職員意見
207	第3章 参加と協働	市民参加	ルール化の影響について	職員体制や人件費を考慮し、パブリックコメントと意見交換会は「及び」ではなく「若しくは」とした方が実務に合うと思う。	①		職員意見
208	第3章 参加と協働	住民投票	外国人の投票権	住民投票についての外国人の参加可能性については、住民投票にとどまらず、ア)代表民主政における少数意見の尊重という観点、そして、イ)代表民主政を補完する制度としての直接民主政の制度的意義の観点、の両面から考えるべきかと思えます。例えば、(外国人の方々)に保証される具体的な市民参加の権利として)議会に対する陳情・請願の権利/住民投票における発議権/住民投票キャンペーンにおける発言権や参加権/住民投票の投票権を、トータルに検討していくべきではないでしょうか？	①	投票権者に外国人を含むかどうかについては、懇談会でも意見が分かれており、現段階の結論としてはこの条例に基づく住民投票条例を制定する際に検討する、としている。	パブリックコメント
209	第3章 参加と協働	住民投票	外国人の投票権	この骨子案では、外国人は市民ですので、住民投票の投票権者に含まれてもよいと思います。また、この件について、懇談会としての意見をまとめていただければと思います。	①	投票権者に外国人を含むかどうかについては、懇談会でも意見が分かれており、現段階の結論としてはこの条例に基づく住民投票条例を制定する際に検討する、としている。	パブリックコメント
210	第3章 参加と協働	住民投票	結果の公表	投票率及び投票結果は公表してほしい。	①	懇談会では、住民投票の結果については投票率の如何に関わらず公表する、という議論に至っている。	市民ワークショップ
211	第3章 参加と協働	住民投票	結果の公表	投票率が成立要件に到達せず、たとえ投票として成立しなかった場合であっても、開票はするべきだ。	①	懇談会では、住民投票の結果については投票率の如何に関わらず公表する、という議論に至っている。	市民ワークショップ
212	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	少数の意見を尊重したい場合に署名が集められない、悪用する懸念の方が大きい。	①		議会各党派等
213	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票について	住民投票の実施については、当面は方向性のみを示すこと。高度情報化社会において、情報操作を目的としたフェイクニュースやボビュリズムの煽動を図る動きが問題となっており、このような状況をまだ社会体制として克服できていない状況においては、情報操作の影響を受けやすい10代、20代の若者に対する、学校等における情報教育の体制が整うなどしてから徐々に本格化やルール作りを行わないと、取り返しのつかない失敗を招くことになる。	①	懇談会でも住民投票は多数者が少数者の権利を侵害しかねないという危険もはらんでおり、慎重に検討しなければならないという意見もあったが、市民意見を直接表明する手段をもう一つ確保することにより、市民自治のさらなる推進につなげるという考えに至ったものである。	パブリックコメント
214	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	常設型の住民投票条例を制定することについては慎重な議論を要する。	①		議会各党派等
215	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	常設型の住民投票条例を制定することについては反対である。大衆迎合的な政策をおおることに使われたり、一時のブームで流される危機があること、住民投票自体は現行制度でも可能なことからである。	①	この条例で検討している住民投票制度は市長・議会の二元代表制を補完するものであり、発議の要件のハードルが低いと市民・議会・市長等各主体間の合意形成の過程が不十分となることやコスト面で問題が生じる恐れがあるため、地方自治法で定めている条例制定権の要件(有権者の1/50以上の署名)よりも厳しくすべきと考えている。	議会各党派等
216	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	直接民主制を基にする制度を導入する際には、法律よりも厳しい要件とするべき。直接民主制を導入した集合体の行く末は、過去の歴史に実証されている。	①		職員意見
217	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のハードル	乱発されないようにハードルは高くするべきだ。	①		市民ワークショップ

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
218	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票について	常設の住民投票条例だと、デメリットの部分が大きいように思う。税、保険、使用料、手数料の軽減、減免等の案件が出た場合、多くの方にメリットがある場合は、署名数が伸びると思います。その場合は市民の意見が反映される面、そのような案件が乱発されると健全な自治体運営に影響が出てくるかと思う。	①		職員意見
219	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票について	市長・議会の抑止力という趣旨は理解できるが、一般市民は、マスコミのインタビュー等で見られるとおり、負担の増・サービスの減のような問いをされると、心理的・反射的にNOと回答する。それを踏まえてでも、やるべきことやと決めていくのが市長・議員の役割であり責任だと思う。住民投票があることで事業廃止・負担増ができなくなり、持続可能な行政運営が実現しづらくなることを危惧する。	①	この条例で検討している住民投票制度は市長・議会の二元代表制を補完するものであり、発議の要件のハードルが低いと市民・議会・市長等各主体間の合意形成の過程が不十分となることやコスト面での問題が生じる恐れがあるため、地方自治法で定めている条例制定権の要件(有権者の1/50以上の署名)よりも厳しくすべきと考えている。	職員意見
220	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票について	新規に条例としてはパブコメ条例(手続条例の場合も)と住民投票条例がある。パブコメは既に行っているものの明文化であるが、住民投票はまったく新しい制度であるので、自治基本条例の一項目としてではなく、単独で検討を積み重ねる必要がある。内容が決まっていな段階で制定を決めることはできないので、自治基本条例に盛り込むのあれば、同時かそれより前に制定されていなければならないと思う。	①		職員意見
221	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	議員と利害が不一致となるケースを想定すると、住民投票は住民としての意見を示せる最終手段なので、制度としては必要と考える。ただし、発議の必要署名が1/50は低すぎる、イメージとしては1/10(1万人超)が適当では。	⑥		市民ワークショップ
222	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	本来は住民投票はやらなくても済むよう、情報公開、市民説明を行うことが大前提と考える。	①		議会各会派等
223	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票について	住民投票は、伝家の宝刀的な手段であるべきだと考える。	①	ご意見のとおりと考える。	職員意見
224	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の前提	住民投票になる前にどうにかできる市政を目指すことが大切だ。	①		市民ワークショップ
225	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	市長・議会への市民の信頼があれば投票は不要なはずで、投票がいらぬように市が努めるべきと考えるので、住民投票は不要と考える。強いて言うならば個別設置型があってもよい。	①	ご意見のとおりと考える。なお個別設置型の住民投票条例は現行の法制度で実施可能である。	市民ワークショップ
226	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票について	常設型の住民投票条例については、廃置分合・境界変更以外の案件については、具体的な内容がわからない段階で先にルールを設けるのは難しいと考える。制度の濫用の防止、柔軟な制度設計が可能という個別設置のメリット(常設のデメリット)をもっと重視すべきではないか。(署名数や成立要件等は条例化の際の議論に委ねるとされているが、実際は相当困難な作業であると思われる。)	①	懇談会においては、個別設置型と常設型のメリットデメリットを比較した上で、いざというときには議会の議決を経ずして住民投票の実施が可能となる常設型こそが市民の意見を直接表明する手段を確保することになり、市民自治のさらなる推進に繋がるという結論に至った。	職員意見
227	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のあり方	方向性はありと思う。「常設型の住民投票条例を定めます」ということのみを書くのか。どこまでのイメージで盛り込むようとしているのか。	①	骨子案素案の項目名のすぐ下の囲みの部分を自治基本条例に入れる想定ではあるが、住民投票についてはどこまでを自治基本条例に定め、どこからを住民投票条例で定めることとするかも、今後条例案の作成の際に検討していく。	議会各会派等
228	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のあり方	常設型住民投票については、国民投票との整合性を図るべき	③	住民投票は、法律の定めとは別の、自治体独自の制度として設けるものであるため、国民投票との整合については必ずしも必要はないと考える。	議会各会派等
229	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のあり方	常設型住民投票については、市長選と市議選が分かれて実施されている武蔵野市の現状から、具体的なシミュレーションを行ったうえで判断すべき。	③	実際の運用は確かに重要な問題であり、考えていかなければいけないが、それと住民投票の制度設計とは別問題と解する。	議会各会派等
230	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市ではどうすることもできない案件であっても、住民投票の選択肢として残してもよいと思う。	①	懇談会でもご意見の趣旨のようなことも含め、様々な議論があったが、一つの意見表明の機会として制度を利用する方法もあるの	市民ワークショップ
231	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市ではどうすることもできない案件については予備投票を設けてはどうか。HPでのアンケートなど、コストを抑えた意見を示す場を設けて、住民投票を行うかどうかについては案件ごとに市民の意思を確認することを提案する。	①	で、どういことを住民投票にかけるか否かの要件はつけないという意見となっている。	市民ワークショップ

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
232	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	米軍基地の誘致、原発関連施設、ごみの最終処分場なども住民投票の対象とするべき	①		市民ワークショップ
233	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市ではどうすることもできない案件(国や都の権限に関わる事務など)については国や都で考えれば良く、市税を使う必要はないと思うので、住民投票の対象とすべきではない。	①		市民ワークショップ
234	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市ではどうすることもできない案件については費用はかかるが何も変えられないので、住民投票の対象とすべきではない。	①		市民ワークショップ
235	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市ではどうすることもできない案件については、やっても意味がないので住民投票の対象としなくてよい。	①		市民ワークショップ
236	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市のスタンスを都や国に対して表明するだけなのであれば、それは市民の代弁者たる市議会の役割になるのではないかと思うし、コストの関係から考えても、市でどうすることもできない案件については住民投票の対象とすべきではない。	①		市民ワークショップ
237	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象	市ではどうすることもできない案件については法的拘束力もないしやる必要がないと考えるので、住民投票の対象とすべきではない。市民の意見を聞く必要があれば、意識調査などにとどめるべき。	①		市民ワークショップ
238	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象事項	国や都の権限に関わることが対象となった場合にどうするのか。武蔵野市が行う事務に限定すべき。	①		議会各会派等
239	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象事項	なんでもかんでも住民投票にはしないというが、具体的な標記があると良いと思われる。	①		職員意見
240	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象事項	「廃置分合と境界変更」以外の事項を住民投票の対象とするのは、「何でもあり」になってしまうので、常設型になじまない(そもそも住民投票の効果自体に疑問があるが、「どうしても」実施するのであれば個別設置型にすべき)。常設型にするのであれば、「廃置分合と境界変更」に限定すべきではないか。	①	懇談会でもご意見の趣旨のようなことも含め、様々な議論があったが、一つの意見表明の機会として制度を利用する方法もあるので、どういうことを住民投票にかけるか否かの要件はつけないという意見となっている。	職員意見
241	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象事項	住民の意思をそのまま市政に反映する住民投票を自治基本条例に規定することは、大きな意義があると思うが、そもそも様々な考え方や意見がある中で、住民投票で賛否を問うと、市民間の断裂という結果にも繋がりがかねないと感じる。常設型については、慎重に検討していただきたい。	①		職員意見
242	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象事項	『境界変更』も「必ず」住民投票にすると、10年ほど前にあった三鷹駅舎下の玉川上水付近のような、相手との折衝が必要な『境界変更』も住民投票をせざるを得なくなるのはいかがなものか(市境の土地の分合筆でも軽微な『境界変更』は起こり得る)。『廃置分合』は必ず『境界変更』の「必ず」は難しいのではないか。	①		職員意見
243	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	住民投票は、手段としてあってもよいとは思いますが、今の民意を伝える方法を活用すればよく、積極的には不要と思われる。コストが心配である。	①		市民ワークショップ
244	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	廃置分合には市民として意見を示したいので、住民投票は必要と考える。	①		市民ワークショップ
245	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	案件によると思うが、市民に影響がある事項であれば住民投票は必要と考える。	①		市民ワークショップ
246	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	住環境に大きな影響を及ぼす場合は市民の直接的な意見を聞くべきなので、住民投票は必要だ。	①		市民ワークショップ
247	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	住民投票の制度が存在すること自体が権力者への監視機能として働くのではないかと考えられるし、単純に数的にどちらが多いかを確かめる機会が必要な場合もあるかもしれないので、住民投票は必要だ。	①		市民ワークショップ
248	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の必要性	条例をつくるなどにあたって、市民の意見を聞くため、また市民が意見表明をする場として住民投票は必要だ。	①		市民ワークショップ

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別
	大項目	項目					
249	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	成立要件については、一定の投票率とするか、有権者中の当該案件への支持率とするか、もっと議論が必要と考える。	⑥		議会各会派等
250	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の50%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち70%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
251	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の50%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち50%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
252	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の40%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち70%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
253	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の50%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち70%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
254	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の66%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち66%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
255	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の51%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち51%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
256	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきで、有権者の40%以上の人々が投票に来て、そのうちのうち50%の人が賛成したら結果に納得できる。	⑥		市民ワークショップ
257	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	住民投票の成立要件を投票率で決めることは不合理だと考えています。住民投票のボイコット運動を誘発する危険も指摘されており、住民投票そのものが潰れます。この要件は、むしろ住民投票を阻害する要件となりかねません。そのあたりは支持率を要件として成立を決めるべきだろうと思っています。	①	成立要件については設けるという整理をしているが、具体的に何%かということに関しては条例案作成の段階で検討する。	市民意見交換会
258	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	市の合併や分割については成立要件を決めないとなくなりますが、市の合併・廃止・分割とかは、市の根幹にかかわる問題です。こういう全市民の基本に関することについてこそ、成立要件を決める必要があるのではないかと。成立要件を決める必要がないということには、賛成できません。	①		市民意見交換会
259	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	市の合併・廃止・分割とかとともに、市境の制定まで住民投票になっていますが、市境のことまで一緒に扱っていいのかについて検討していただきたいと思っています。	①		市民意見交換会
260	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	「民意のパラドックス」や「ボイコット運動」を生じさせないために、投票の成立要件については絶対必要である。得票率の導入を検討して頂けませんか。毎日新聞2018年2月28日夕刊p.2の「特集ワイド」でもとり上げられています。	①		パブリックコメント
261	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	投票率の制限は設けるべきだと思う。	①		市民ワークショップ
262	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	住民投票の成立要件を投票率50%とすることは反対です。選挙の投票率でさえ50%届かない状況ですから、40%程度でいいのではないかと。	⑥		パブリックコメント
263	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	議題によって制限を変えてもよいと思う。	①	どの課題にも共通の条例として予め制定しておく「常設型」の住民投票条例の制定を案としているので、制限については統一することを想定している。	市民ワークショップ
264	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	もし住民投票として成立しなくても結果の開票・公表はしてほしい。	①	行政の透明性を確保するため、実施した結果については、たとえ投票が成立しなかった場合においても公表をするという整理をしている。	市民ワークショップ
265	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	住民投票の結果は成立しない場合でも公表するべきと考える。	①		議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
266	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	成立要件に関わらず公表した結果、市の施策に対する反対票が圧倒的多数を占めていた場合、新たな火種を生むことになる。小平の道路の件は、開票しなかったことが最善の選択だったのではないか。	①		職員意見
267	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	「投票の結果は公表する」としているが、例えば「成立要件に1票足りず成立しなかった場合で、その投票の全数が特定の意見に行われていたケース」などについて公表することが善なのか？	①		職員意見
268	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	住民投票の結果は「尊重」されることになっており、尊重される前提条件は「成立」にあるはずだが、住民投票という行為の重要性を考えれば、上記のようなケースの場合、成立か否かではなく、その投票内容自体が政治的課題になることも考えられる。課題になること自体を是とする考え方もあるかもしれないが、そうであれば成立要件自体が不毛になることにもなる。	①	行政の透明性を確保するため、実施した結果については、たとえ投票が成立しなかった場合においても公表することで骨子案素案に記載している。	職員意見
269	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	成立要件を示す行為は、成立しないものを明確にすることであり、成立しないものを斟酌するような状況になることは本意ではないはず。透明性の確保は重要な観点ではあるが、先ずは成立か否かが透明性の入り口であり、成立しなかった投票状況等までも透明性という観点で公表の対象にすることには違和感がある。	①		職員意見
270	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	成立しなかった投票については開票しないという対応が正しいものとする。	①		職員意見
271	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	投票できる人は「住んでいる人」とすべきだ。	⑥	骨子案素案においては、投票できる人は公職選挙法に規定する有権者としている。住民基本台帳に登録はないが実際に居住している人を投票権者に含めるとなると、住んでいる証明を別途行わなければならない、実質的に困難である。	市民ワークショップ
272	第3章 参加と協働	住民投票	投票率の考え方	住民投票に来なかった人はその内容に関心がなく、どうなっても良いと思っているという事なので、「有権者の何%が投票したか」よりも「投票に来た人のうち何%が賛成したか」の方が大変重要なのではないか。案件によっても投票率は変わるはずだ。	①	現行の制度上、住民投票の結果に法的な拘束力を持たせることはできないが、現実としては実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため、投票しない人が多い(投票率が低い)場合にまで、その結果を尊重することはふさわしくない、という懇談会での議論を踏まえて一定の成立要件を設ける必要について記載している。	市民ワークショップ
273	第3章 参加と協働	住民投票	投票率の制限	世代毎の投票率の縛りを設けてはどうか。	①	ご意見として承る。	市民ワークショップ
274	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	「公職選挙法の有権者に準じる」ことは適切だが、将来的に日本人の労働人口の減少と外国人労働者の流入は避けられない状況であるため、「公職選挙法の有権者に準じる」者以外を排除する方向ではなく、一定の要件を満たせば参加できる方向で検討されてはどうか。	①	住民投票の投票権者の範囲については懇談会においても委員によって見解が分かれたところであり、自治基本条例に基づく住民投票条例の制定の際の議論に委ねる。	職員意見
275	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	住民投票の投票権者については、外国人を含めた方がよいのではないかと、理由は、直接的な関係は無いと思うが、「第7章 広域的な連携及び協力」の趣旨・説明において「地域が外国人にとって開かれた場所になっていけるよう」という文言もあり、そのことの整合性を気にする方もいるのではないかと。	①	住民投票の投票権者に外国人を含めるかどうかについては懇談会においても委員によって見解が分かれたところであり、自治基本条例に基づく住民投票条例の制定の際の議論に委ねる。	職員意見
276	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者の範囲	住民投票の市民には、定住外国人も含むべきと考える。もちろん、これは住民投票条例で規定するとされていることは理解している。	⑥		議会各会派等
277	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	外国人に投票権は付与すべきではないと考える。国際化が進む時代だからこそ、悪意のある発議があることを前提に考えるべきと思う。	①		職員意見
278	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	骨子案に出てくる「市民(有権者)」はこの条例の用語に定義される「市民」？武蔵野市に住む住民登録のない有権者や武蔵野市民ではないが、武蔵野市で活動している人も投票できる？武蔵野市に住み登録のある住民に限られるとすれば、この条例に載せる意味は？	①	住民投票の項目で用いている市民(有権者)という言葉は、用語の定義の項目における市民の定義とは異なる。そこに関しては誤解のないような表現を工夫する。	職員意見
279	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	公職選挙法は非常に制約的であり、また曖昧であり、問題ある法律です。住民投票のルールは公職選挙法の規定に準ずるのではなく、独自に別に定めるべきです	①	武蔵野市として、投票権者の拡大の範囲を相当の合理性をもって定めることは困難という考えに基づき、原則は公職選挙法の有権者に準ずることとしている。	パブリックコメント
280	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	住民投票自体は公職選挙法の規定と同じである必要はないので、柔軟に考えるべきではないか。	①		議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
281	第3章 参加と協働	住民投票	発議権	発議権を50分の1よりも多くする理由として、住民投票が乱用されている、数千万円かかることが挙げられていました。確かに住民投票を行うと1回につき3000万円ぐらいはかかりますが、結果によって数億円とか数十億円の税金の支出をしなくて済むということもあり得るので、それは民主主義のコストとして負担すべきものではないでしょうか。発議権の要件を50分の1よりも高く決める必要性はないと考えています。	①	市民が住民投票を発議する際には必要な署名数を集めれば議会の議決を経ずとも住民投票の実施を可能とする案としているので、条例制定の直接請求について定めている(議会の議決を必要とする)地方自治法の1/50以上の署名数よりは厳しい要件を設けるべきという考えに基づいている。	市民意見交換会
282	第3章 参加と協働	住民投票	発議権	発議権を市民にのみ認めるとの結論には賛成だが、市長に発議権を認める条例もあるため、そこに至った議論の過程等は、もう少し説明が必要だと思う。	①	懇談会において、執行機関である市長が議会の議決を通さずに住民投票の発議ができてしまうと、議会に対する非常に大きい牽制権を市長が持つことになり、それは非常に危険なことだという議論を踏まえて現在の案となっている。	職員意見
283	第3章 参加と協働	住民投票	発議権	住民投票の発議権は市民(有権者)にのみ認め、市長と議会に認めない旨の規定を置いてしまうと、現在の武蔵野市議会が、将来の武蔵野市議会の権能に一定の制約を加えてしまうこととなり、妥当ではないと思われる。	①	骨子案素案において「発議権を市民にのみ認める」とした意図は、市長と議会が住民投票を発議したい場合には、現行制度において実施可能な個別型の住民投票条例の提案をすればよいという議論に基づくものである。	職員意見
284	第3章 参加と協働	住民投票	発議権	市民(有権者)のみに認めるとあるが、市長も議会も条例制定権を持っているので、法的にはできる。それを規制するような表現はいかがかと思う。	①		議会各会派等
285	第3章 参加と協働	住民投票	票の割り振り	住民税を納める金額によって票を割り振ってはどうか。	⑤	投票の権利(市政への参加の権利)は納税額の多少に左右されるものではないと考える。	市民ワークショップ
286	第3章 参加と協働	協働	協働	市が本来行わなければならないものまで、その手段として協働が使われるのはよくないと思う。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。	議会各会派等
287	第3章 参加と協働	協働	協働	「協働を、やめることができることも担保されていると考える。」ところが重要なポイントである。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
288	第3章 参加と協働	協働	協働	「協働のそれぞれの主体は対等の立場とします。」という内容の条文を置く場合であっても、地方自治法第157条第1項により、市長が、公共的団体等を指揮監督することがあり、そのことと矛盾しないような表現とすべきであると思われる。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。	職員意見
289	第3章 参加と協働	協働	協働	協働は、「対等」という表現でやらされ感を減らすとあるが、Win-Winのニュアンスを入れられないか。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。ご意見の趣旨については、条例案作成、その後の説明の段階で工夫する必要がある。	職員意見
290	第3章 参加と協働	協働	協働	それぞれの主体が対等であるのはもちろんだと思う。しかし、それぞれ立ち位置が異なり、立場に応じた対等さであることも、もう少し書けないだろうか。職員は市民に同等の取り組みを求めることが出来ないのと同様、職員が市民と同等の関わりを持つということが、対等ということではないと思う。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。	職員意見
291	第3章 参加と協働	協働	協働	「協働」という用語を使用しなくても条文は成り立つのではないかと思います。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。	職員意見
292	第3章 参加と協働	協働	協働	協働の主体は対等と書かれていますが、この見解が主観的な意見に読まれてしまうことに違和感がある。市と市民とを対等に捉えるところなど、客観的判断に基づくものであればそこをしっかりと説明したほうがよい。もし、主観的に「こうであるべき」などの意見のまま書かれているのであれば、このまま条例化することは避けるべき。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。	職員意見
293	第3章 参加と協働	協働	協働	もっと、市民や事業者が協働の担い手として主体的に参加する「権利」とか「責任」とかも入れてもいいのでは?市が主導でありすぎると感じる。	①	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。	職員意見
294	第3章 参加と協働	協働	協働を行う主体	協働は市と市民活動団体との共同の取り組みであるので、協働のところの記述で「市は公共的な課題の解決に向けて…」というところを「関係する市民活動団体」とに変更(追加)をして欲しい。	⑥	ご意見の趣旨については、条例案作成、その後の説明の段階で工夫するよう市に伝える。	パブリックコメント

章と項目		テーマ	意見の要約	カテ ゴリ 分け	対応案	種別
大項目	項目					
295	第3章 参加と協働	コミュニティ	新たなコミュニ ティ	③	「コミュニティ」については「武蔵野市の大きな特徴の一つなので、この条例にも記載すべき。ただし、具体的に規定しすぎてしまうと自由な活動が逆に型にはまった存在になってしまうのではないか」という議論からこのような記載となっている。 なお、今後条例案を作成する中では、全市民的議論を行っていく必要がある。	議会各会派等
296	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティ	③	「コミュニティ」については「武蔵野市の大きな特徴の一つなので、この条例にも記載すべき。ただし、具体的に規定しすぎてしまうと自由な活動が逆に型にはまった存在になってしまうのではないか」という議論からこのような記載となっている。	市民意見交換会
297	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティ	⑤		職員意見
298	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティ	⑤	ご意見として承る。	職員意見
299	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティとの協 議	①	「コミュニティ」については「武蔵野市の大きな特徴の一つなので、この条例にも記載すべき。ただし、具体的に規定しすぎてしまうと自由な活動が逆に型にはまった存在になってしまうのではないか」という議論からこのような記載となっている。	パブリックコメント
300	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティに関 する表現方法	⑥	コミュニティづくりの歴史的背景については、ご意見を踏まえて、条例案を作成する際に改めて精査してもらう市に伝える。	市民意見交換会
301	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティにつ いて	①	「コミュニティ」については「武蔵野市の大きな特徴の一つなので、この条例にも記載すべき。ただし、具体的に規定しすぎてしまうと自由な活動が逆に型にはまった存在になってしまうのではないか」という議論からこのような記載となっている。	パブリックコメント
302	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティにつ いて	⑥	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント
303	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティにつ いて？	⑥	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
304	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティに定義について	“コミュニティ”について定義づけをあまりしなくてもいいとあるが、本市の“街づくり”のこれまでににおけるキーワードとして、この“基本条例”の段階でもう少し多角的で、この言葉に強い明快な意味づけが求められる。自治と市政運営のため“成り立ちや道具立て”の基本を明示するのが仮称であるとしても“自治基本条例”であるならば、“コミュニティ”は第1章の“用語の定義”や“基本原則”に於いて触れるべきである。	⑥	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	パブリックコメント
305	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティのあり方	「コミュニティのあり方については、時代と状況の変化を踏まえ不断に見直しを図り、市民と市で共有する」という趣旨を書き込んでほしい。	⑥	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	議会各会派等
306	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティのあり方	市は自治会町内会がほとんどあるのになどと言って来た。ほとんどないという言葉はいつからそう言って来たのか。町内会・自治会が存在せずとして来たのは、時代の流れに即していない。高齢者にはコミセンよりも行政主導による公民館や自治会館の方が望ましい。昭和46年から時代は変わっている。コミセンの自主性及び主体性とは？コミセンは部屋賃し業で充分である。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント
307	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティの位置付け	コミュニティについて、まちづくりへの参加と同じ解釈にするように話し合われていたようだが、まちづくりとコミュニティは違うと思う。実際市内のコミュニティセンターに集う人たちは、地域に関心はあるが、まちづくりは行政のするものだと思っている人も多く、そのための議論に参加する意欲のある人はその中のごく一部だと感じる。項目は別扱いにするべきだと思う。	①	ご意見のとおり、コミュニティとまちづくりは完全なるイコールではないが、コミュニティへの参加も、広義の意味の「参加」の一形態であるという整理のもと、第3章の参加と協働の中にコミュニティの項目を設けている。	パブリックコメント
308	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティの定義	「市民生活の基礎単位」とはどのような意味か良く分からない。「つながり」とかで良いと思う。	①	「武蔵野市のコミュニティ構想」による考え方である。	職員意見
309	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティの定義	市民はどのようなコミュニティを望んでいるのだろうか。市民主体でコミュニティを考え、作り上げていくことが書かれていていいのでは、と感じる。	①	「武蔵野市のコミュニティ構想」にもその旨が書かれており、この条例でもその考え方を踏襲している。	職員意見
310	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティの定義	趣旨・説明にある武蔵野市の姿勢と現在のコミュニティ条例に規定しているコミュニティの定義はかけはなれている。また、コミュニティセンターの設置条例がベースになっているため、違和感がある。コミュニティ構想に関する深堀りや紐解きが足りていないため、「別途コミュニティ条例で定める」と明記し断言することはせず、「地域を線で区切らない、広い交流、開かれたコミュニティをめざし、そのために「計画行政によって、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすることに留めるべき。」	①	この条例を作成する過程で、関連する条例の見直しは必要になると思われる。	職員意見
311	第3章 参加と協働	コミュニティ	連帯という表現	「コミュニティ」の項に「連帯」とあります。考えはわかりますが、現在日常的に使う言葉ではなくなっていると思しますので、「市民同士のつながり」等にしてはいかがでしょうか。	⑥	意味合いは変わらないと思われるが、条例化する際に検討する必要がある。	パブリックコメント
312	第3章 参加と協働	コミュニティ		「コミュニティは(中略)市民生活の基礎単位です」という表現はどうしても堅いイメージとなる。武蔵野市のコミュニティの基本的なあり方はピラミッド型ではなく、横つながりの多層的・重層的なもの、オープンなものイメージすべきで、この記述は柔らかなものに改めてほしい。	①	「市民生活の基礎単位」は「武蔵野市のコミュニティ構想」による考え方である。コミュニティ構想のコミュニティについての考え方は、概ねご意見の趣旨に沿ったものとなっている。	議会各会派等
313	第3章 参加と協働	コミュニティ		武蔵野市にとって、コミュニティ構想にはじまるコミュニティ政策は重要なので、コミュニティの項目にもっとウェイトをもたせる。具体的には、市がコミュニティ政策を重視することを明記するとともに、コミュニティを基盤として市民と行政の協働を推進することを条文に入れる1項目目と2項目目の間に「市は、多くの市民が参画する開かれたコミュニティづくりを促進し、市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりをめざします。」という文を入れる。	①	ご意見の趣旨については、コミュニティ条例にて対応すべき課題と思われる。	パブリックコメント
314	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	常任委員会への出席について	今まで通りの形(市長等が出席する形)を明文化してもらいたい。	⑥		議会各会派等
315	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会の会期	職員の負担(拘束時間)等を考えると現行の形式がよいのではないかと。ただし、議決機関ではないが全員協議会を有効に活用することを求める。	⑥	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。	議会各会派等
316	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会の会期	通年制については、議員への門戸が開ける一方で、出産・子育て中の係長職や介護中の管理職も増えており、職員の働き方の面では、少し課題があるように感じた。	⑥		職員意見
317	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	行政報告の位置づけについて	定義の明確化はよいが、その事により議会への情報提供が狭まることにならないように注意してほしい。	⑥		議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
318	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	合意形成について	合意形成をするのが議会の目的なのかについては疑問に思う。	⑥		議会各会派等
319	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	常任委員会への出席について	常任委員会等においても市長や管理職職員の出席を本市の特色として規定するとなっているが、最近の働き方改革の動向等を鑑みると、規定してしまうことが本来によいことなのか、将来のことも考えて十分に議論しておく必要があると感じる。	⑥		職員意見
320	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	反問権を自治基本条例で規定することには違和感がある。議会基本条例で規定するべき事項と思われる。	⑥		議会各会派等
321	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	論点及び争点を明確にすることであれば良いと思う。	⑥		議会各会派等
322	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	執行部からの質問は原則許容すべきではなく、「Aのことでしょうか、Bのことでしょうか」という、善意あるいは補充的な質問に限ること。いささかでも「どういう趣旨か」といった敵対的な言質のものは許すべきではない。このような質問は選挙で選ばれた市長に限って認める。党首討論の例がある。他国に、執行部の質問を認めている例は、調べた限り、なかった。	⑥		職員意見
323	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	市長等からも質問を可能にすることは、議会運営の幅を広げることにつながればよい。	⑥	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。	職員意見
324	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	「反問権」について記載できたのは、すばらしいと思う。「その論点及び争点を明確にするため」と限定されていますが、「どのような意図で質問しているのか」についても反問できると良いと思う。	⑥		職員意見
325	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会との市長との関係	「市民自治」を進めるために、議会と市長はどのような関係であるべきか、何をすべきか、を書いた方がいいのではないか。	⑥		職員意見
326	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会との市長との関係	議会の役割は主に「行政の監視機能」と「政策立案機能」です。議会の現状を踏まえると、政策立案機能はあまり期待ができないことから、行政監視機能を充実させることも必要ではないかと思う。具体的には、事務事業評価を議会の役割とすることを提案する。	⑥		職員意見
327	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係		議会基本条例にて突っ込んで検討しているので、自治基本条例では大枠を規定するのみでよいと思う。	⑥		議会各会派等
328	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会の会期	実質「通年議会」という体制をとっている。必要性はあるのか。	⑥		議会各会派等
329	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会との市長との関係	「二元代表制」という表現を用いた方が解りやすい。特に子どものときからこのシステムを認識しておくべきだから、用語は大切だと思う。他自治体の自治基本条例や議会の説明でも、具体的な説明だけのものが多いが、なぜ「二元代表制」の語を用いないのか。	⑥		パブリックコメント
330	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	少子高齢化により、人口オナーズとなる今後・未来では、市職員の人材難(人材の確保及び質の確保)が想定される。これらに対応するものとして、公民連携PPPやアウトソーシング(民間ノウハウの有効かつ積極的な活用による効果的な事業展開等)の活用に関する記載は必要不可欠だと思う。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
331	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	健全な財政運営について	当たり前のことをあえて規定する理由は、わざわざ書き込むことにより、あれもこれも我慢せよということに使われることを危惧する。	①	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても敢えて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例」には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する」という整理になっている。	議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別
	大項目	項目					
332	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の定義	職員の定義が必要。市民は、本庁職員だけでなく、外郭団体の担う業務もほとんど市と等しく受け止めており、外郭団体職員も職員と考えないと、条例が働き出しても期待に応えきれない。	⑥		パブリックコメント
333	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体	財政出資団体は市の本来業務を外出して行われているところが結構あると思う。これは本来市の職員の責務を代行しているわけです。それらの職員の位置づけが、条例から排除されており、市長のもとで適切な指導監督を受けられたいということで、市民自治の一翼を担うような形になっていないのではないかと不安をすごく感じます。市役所にいる職員だけでなく、財政出資団体などの市の本体業務を担っている団体、職員についても、自治を担っているというふうにしていただき、今後、条例の中うまく盛り込んでいただきたい。	①	情報共有についての議論の際、責任の主体として市長等及び市議会だけでなく、さらに「公共的な責任を負う事業者や市民団体等」を含めるべきかについての検討が今後必要、としているので、そこの関連で職員の定義については条例作成の際に検討する必要があると考える。	市民意見交換会
334	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体について	財政援助出資団体にも自治基本条例が準用されることを明確にして欲しい。例えば自主三原則によるコミセン活動の正当性は、その活動が自治基本条例の原則に則っていることであると思います。	①		パブリックコメント
335	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の定義	職員の責務に関連して、職員の定義が必要である。その際、正規職員のみならず嘱託等の非正規職員、さらには財政援助出資団体の職員(正規及び非正規)も含めるべきである。	①		パブリックコメント
336	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体	市から直接的なものだけではなく、第三セクターである財援団体を通じて、いろんな公共サービスの担い手があると思うので、援助団体に対しても、自治基本条例の精神がきちんと遵守されるということを何らかの形で、この条例の中に書いていただきたいと思います。運営の最も基本的なルールがこの自治基本条例にあるんだということが何らかの形で触れられるように、そのことをぜひお願いしたいです。	①		市民意見交換会
337	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体について	市のサービスが多くの財政援助出資団体や委託によって担われている実態があり、素案の「適切な指導監督」との記述で十分なのか、疑問です。	①		パブリックコメント
338	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務	職員の責務として書かれている内容を本当に職員が果たさせるためには、「職員が地域に出る」ことを担保する条文が必要である。例「市は、職員に上記の責務を果たすための基礎的な感覚と力量を身に付けさせるため、職員研修を充実させるとともに、職員が地域で市民と共に活動する機会を増やします。」	①		パブリックコメント
339	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体	高齢者の分野、障害の分野、子ども・子育ての分野等々で、財援団体において非常に多くの人たちが、実際に自治体の担うべき役割を担っていただいている。財援団体のことが書かれたというのは大変いいと思うが、もう少し記載していただきたいと思っています。	①		市民意見交換会
340	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	行政評価について	政策評価及び事務事業評価は非常に重要である。定量的な評価は難しくても、原則すべての事業の評価を行い、事務の見直しを日常的に行うことを目指しても良いと思う。	①	本条例は自治の推進にあたって必要となる基本的なルールについて定めるもので、本条例に記載された内容を担保するための制度や手法などの詳細については別で規定することとなる。	職員意見
341	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務	職員の責務について一通りのサービス基盤ができて以降長い間、職員は市民の声を聴きながら忠実に業務改善を中心に働いてきた。今回の記述はこの延長線上にとどまっていると感じる。ハードの再編や技術革新によってサービス基盤そのものが大きな変革期に入った今、聴くこと、情報を提供すること、期待に応えることの先の力が必要だと強く感じる。	①		職員意見
342	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務	「職員が地域に出る」ことを担保する条文が必要。職員が地域に出ることによって、地域の課題の、まず事実確認、次に状況把握、裏にある事情が飲み込める様になる。	①		パブリックコメント
343	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の地域への参加	市役所職員はもっと地域に出てきて欲しい。地域の人は、ボランティアで活動している中、市役所職員は休日なら休日出勤、代休も取れるし、平日の時間内はもちろんお給料が発生している。地域をよりよくするために協働を考えるのであるなら、もっと行政は活発に地域に出てきてくれるべきだと思う。	①		パブリックコメント

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
344	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の学び	職員の方の学びや研修の場もきちんと位置づけていただきたいと思います。条例でも、市民と行政職員の方の学びの支援ということを充実させるような言葉があると、ありがたいと思います。	①	本条例は自治の推進にあたって必要となる基本的なルールについて定めるもので、本条例に記載された内容を担保するための制度や手法などの詳細については別で規定することとなる。	市民意見交換会
345	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体について	各団体への指導監督等、団体への市の関わりについてはきちんと規定してもらいたい。	①	財政援助出資団体を設立し、さまざまな公益的な事業を行ってきたことは本市の特徴の一つであるが、現在条例上の位置付けは何もないため、財政援助出資団体に対する市の関わりについては第5章の中で規定する方向で骨子案素案に入れている。	議会各会派等
346	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体について	財政援助出資団体の存在は武蔵野市の特徴のひとつですが、そのあり方については、存続自体についても、見直し続ける必要があると考える。(民業圧迫、経営方針の束縛など悪影響もある。)そのため、財団団体の存続が前提のような記載には疑問が残る。	①	交流事業や財団団体については政策的な面もあるが、本条例は「自治の推進にあたって必要となる基本的なルール」について定めるもので、これらの項目についても大枠の部分のみを記載している。なお、財団団体については見直しの基本方針や在り方検討委員会の報告書において見直しの方向性を定めている。	職員意見
347	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体について	市長や議会の考え方が変わった時に、それを計画や政策に反映できるよう、政策に係る内容は条例に規定するべきではないと考えます。その点から、交流事業や財団団体については、市の特徴ではあるものの、規定すべきではないと思います。	①	交流事業や財団団体については政策的な面もあるが、本条例は「自治の推進にあたって必要となる基本的なルール」について定めるもので、これらの項目についても大枠の部分のみを記載している。	職員意見
348	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	政策法務の推進	主語は「市長等」でなく、「市」ではないのか。(議会も立法機能を担っている。)	①	議会が法律の定めにより立法機能を担っていることはご指摘のとおりだが、本章は「行政の政策活動の原則」ということで、執行機関としての原則を記載しているため、敢えて主語を「市長等」としている。	議会各会派等
349	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	行政評価について	行政評価については、「効率的」であることよりも、「適正」であることが必要ではないかと思えます。現段階で外部評価を一概に否定しないでください。	①	本条例は自治の推進にあたって必要となる基本的なルールについて定めるもので、本条例に記載された内容を担保するための制度や手法などの詳細については別で規定することとなる。外部評価に関しても、懇談会の議論の中で話が出たが、その手法を本骨子案素案において否定するものではない。	パブリックコメント
350	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	災害時の規定	市長等の補助機関として職員に災害時の規定を設けるのであれば、市長の責務にも災害に関しての事項を入れるべきではないか。	①	市長等の責務の項目の1番目の「市政全体の総合的な調整」に含まれると解している。	議会各会派等
351	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務	現在そして未来の職員の働きやすさを補完するような内容であってほしい。	①	市長との責務の中に、「職員が力を十分に発揮できる環境を整え、仕事の質の向上を図ること」を記載している。	職員意見
352	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務	地方自治法第153条第1項にいう「委任」とは、「権限の委任」のことを指し、日常会話での「委任」とは別の意味で使われていることから、「職員の責務」「用語の説明」欄の記述は、妥当でないと思われる。	⑥	文言については条例案作成の際に精査する。	職員意見
353	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務	職員の責務として、「災害等の緊急時において最前線に立つて」といきなり、これまでと次元の違う具体的なことがうたわれており違和感を感じる。職務として「市民の安全確保に尽力」するが、災害時の職員の責務を強調しすぎであると感じる。それであれば、災害時にこそ市民との「協働」をうたうべきと感じる。(そもそも自治基本条例に「災害時」のことをわざわざ記載し、しかも「職員の責務」にだけうたうことに違和感がある)	①	懇談会において、市の職員の災害時の役割というのは最も特徴的な部分のひとつであるという議論がなされたことを受け、骨子案素案にそのことを盛り込んでいる。市民については、市民の役割の項に「自治の主体であることを自覚して行動すること」の記載の背景として、安心して生活できる環境を自ら守るよう努めることなどを意識している。	職員意見

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別
	大項目	項目					
354	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	職員の責務の表現	「職員の責務」に「最前線に立って」とあります。心意気はありがたいのですが、文言が強すぎる感じがしますので、カットしてもよいのではないかと思います。	⑥	懇談会での議論においても、市の職員の災害時の役割においては、国や都の職員と比較しても、より住民に身近なところで職務に当たることが特徴であるという話が必要とされたことを受け、「最前線に立って」という言葉を用いているが、表現については条例案作成の際に検討する。	パブリックコメント
355	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国と東京都との関係	当たり前のことをあえて規定する理由は、「対等な立場で連携・協力」については、市民の利益を守る立場で推進すべし。	①	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても敢えて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例」には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載するという整理になっている。	議会各会派等
356	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	記載の必要性	この条例では地方自治法に規定されていないことを中心に定めることとしているのならば、記載する必要はあるのか。	①		議会各会派等
357	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	「対等な立場で連携・協力を図る」とあるので、本条例を根拠に都へ市民意見を聞くことを要望していけるのか。	①	国と東京都との関係について、武蔵野市の基礎自治体としての自主性の確立や自治権の拡充を求めていくこと、今までの地方分権改革の成果を活用していくという精神を述べる意味で、現在第6章に記載した内容になっている。	職員意見
358	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	主語が「市」だけであるのはおかしい。市民も近隣自治体との連携を意識した自治を考えるべきだと思う。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
359	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	「市は、住民の福祉の向上のため(中略)活用していくものとします。」と記載があるが、「国及び東京都との関係」の項目に記載した意図が分かりにくい。現状の文章だと、「市長等の責務」とも考えられる。「市政運営にあたっては、『国及び東京都との関係において、』自らの責任において主体的に判断し」などと言葉を補ってはいかがが。	①	「国及び東京都との関係」という章の中なので、敢えてそのことは本文中には記載していないが、条文案作成の際に検討する。	職員意見
360	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国策や都策に反対しなければならないこともあるはずですが。市長や議会が、市民の権利を守るために、国や東京都に意見を提出することを明確にしたい。	①	国と東京都との関係について、武蔵野市の基礎自治体としての自主性の確立や自治権の拡充を求めていくこと、今までの地方分権改革の成果を活用していくという精神を述べる意味で、現在第6章に記載した内容になっている。	パブリックコメント
361	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	用語の定義	骨子案は「住民」と「市民」という用語が出ているが、使い分けている？その違いは？この章であっても「市民」が主語であってもよいのではないかと思います。市民自治のための国や都との連携であると思う。	①	「武蔵野市の住民」の意味で骨子案素案では基本的に「市民」という言葉を使用しているが、第6章の「住民の福祉」については、地方自治法(第2条)における表現をそのまま引用している。	職員意見
362	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	広域連携について	今後はフルセット型の行政サービスを見直し、施設利用や行政サービスを周辺自治体と共有(共同運営)することが重要になってくるのは素案のとおりだと思う。これがより実効的になるよう、より踏み込んだ記載をお願いしたい。	①	市がこれまで取り組んできたさまざまな市民参加などに関する事項を明文化し、この条例をつくることによって、市民自治がより一層進展していくことを目指している。	職員意見
363	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	国際社会とのかわり	国際社会とのかわりでは、「国際社会における地方自治に関するすずんだ取り組みを学び、積極的に取り入れる」ことが、この条例の趣旨にあるように思いますが、いかがでしょうか。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント
364	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	自治体同士の協力	「施設の共同利用など、市民サービスの維持・向上に向けた自治体同士の協力」については、公共施設の削減目的に使われないか。	①	第7章は、広域的な連携及び協力という切り口で近隣自治体との協力について記載している。その目的は市民サービスの向上のためであり、公共施設の削減が目的ではない。	議会各会派等
365	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	多文化共生社会について	多文化共生の言葉を軽々しく使いすぎではないかと思う。武蔵野市としてどこまでやるつもりなのか全く見えない中で、言葉だけが一人歩きそうだと不安である。市としての限度・限界が見えない状況下では、「多文化に対する理解を深める」程度の表現が落としどころではないかと思う。	①	もちろん市民レベルでの交流も大切だが、懇談会においても、交流は市として重視してきた部分ではあるのですが市の姿勢を条例の中で見せてもよいのではないかと議論があり、現在の表現となっている。	職員意見

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
366	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	法律との関係	この条例では地方自治法に規定されていないことを中心に定めることとしているのならば、記載する必要はあるのか。	①	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても改めて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する」という整理になっている。	議会各会派等
367	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	広域連携について	相互発展、市民サービス向上、災害時の協力・支援の前に、「都市は単立できない」という視点が重要だと思う。人、食糧・水、エネルギー資源等々、あらゆるものに関して、都市は地方に依存している。	⑥	条例案作成の段階で検討する。	職員意見
368	第8章 平和	平和	前文との関係	前文に市民と市がともに「恒久的平和の実現を目指す」ことを入れることに違和感はないが、条文として入れるには、カテゴリが大きくすぎる。もう少し恒久的平和を目指すために、武蔵野市はどのような方向性を示すのか、具体的にしてほしい。②③ともに主語をきちんと入れた方がよい。誰が恒久的平和の実現を目指した活動を展開するのか。誰が平和を次世代に語り継ぐのか。主語は「市民」と「市」の両方がよいと思う。	①	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にいくことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。条文の主語については条例案作成の際に検討する。	職員意見
369	第8章 平和	平和	他条例との関係	「第8章 平和」には「以下の事項について規定します。」とされ「活動の展開」「語り継ぐ」「相互理解の推進」等の事項が記載されているが、一方で本条例は「他の条例の解釈の基準となる」と示されており、上記3事項すらも「他の条例の解釈の基準」とされることになることに大きな違和感がある。	①	法律における基本法と個別法の関係と同じように、「基本条例」を根拠に「その他の条例」を解釈するという趣旨を入れる。という懇談会での議論を経て、「他の条例の解釈の基準となる」という表現をしている。	職員意見
370	第8章 平和	平和	デモクラシーについての記述	最後の「平和」に関する表現についても、デモクラシーとの関連を明記していただければ幸いです。	③	平和とデモクラシーとの関連についての議論はこれまで懇談会では行っていないので、ご意見を踏まえて検討する。	パブリックコメント
371	第8章 平和	平和	平和	「平和」の章については、全てのこの前提になるものですから、「総則」の後であるとか、「前文」の後であるとか、前のほうに持ってくるべきじゃないかなと思います。	①	懇談会において、国際交流とはつまり平和活動であるという話が出たので、そうであれば広域的な連携及び協力の章と平和の章は隣にあった方がよいという結論から現在の並びになっている。	市民意見交換会
372	第8章 平和	平和	前文との関係	平和への理念的なことは最後ではなく冒頭に記載した方がよいと思う。前文ではなく条文に記載するのであれば、目的の前に理念を設けてはどうか。	①		職員意見
373	第8章 平和	平和	平和	平和はもう少し、「市民自治」とかかわりのあるところで、具体的に「誰が」「どのように」恒久平和の実現を目指した活動をするのか記載すべきと感じる。主語は「市民」であるべき。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
374	第8章 平和	平和	平和	最後に「平和」とあると落ち着くイメージがあり、良いと思う。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
375	第8章 平和	平和	平和	我が国は超高齢社会を迎え、労働人口は減少の一途を辿る。さらにTPP条約の履行等によって大量の外国人労働者が流入する。もはや「単一民族国家」を自称することすら困難になる可能性もある。武蔵野市もこのような状況を鑑み、歴史的経緯も大切であるが、平和に関しては「反戦」というネガティブイメージを前面に出さず、優先順位を「国際相互理解」を1番目に配置することが望ましい。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
376	第8章 平和	平和	平和	唐突にならないような流れで書けると良いと思う。平和でなければ自治が語れない、国際的な友好関係があるから、外国人も含めた市民にとって開かれたまちになる、というような。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
377	第8章 平和	平和	平和	武蔵野市では昭和46年にスタートした最初の長期計画「平和な緑と教育の都市」を掲げ、平和の希求を市政の重要な観点に据えてきた歴史があることは承知している。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
378	第8章 平和	平和	平和の定義づけ	「平和」についての条文を最後に置くことを支持しますが、そこに何を盛り込むかは、「平和」をどのように定義づけるかによって、変わってきます。武蔵野市の非核都市宣言や平和の日条例の意義と課題を、今一度見直す作業が大切であると考えます。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別	
大項目	項目						
379	第8章 平和	平和	章立てとしての平和	「平和」についてのみ一章立てするのは、いささか違和感を覚える。それだけ「平和」に意味をもたせるのであれば、目指すべき方向性の市民自治、人権についても一章立てするくらいの意味がある。懇談会の議論の中で、前文だけでは法的根拠をもたないかのようなやり取りがあったが、それは条文規定がないと訴訟に耐えられないという極めて即物的な理由もあったと記憶する。自治体運営の基本ルールとして、「平和」を章立てするのであれば、相当な覚悟と信念をもってもらいたい。	①	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接法的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。	議会各会派等
380	第8章 平和	平和	前文との関係	他の項目は、市政への参加の仕方や関係性が主に記述されているのに対して、突然、施策である「平和」が唐突に出てくるのは違和感がある。施策を記載するのであれば、平和以外にも環境や福祉など、市政運営に必要なジャンルや視点は多々あるのではないかと。平和に関する部分の記載は前文のみに留め、当該項目は全文カットしたほうが全体の構成としてすっきりするし、かつ前述のような疑問の余地がないと思う。	①		職員意見
381	第8章 平和	平和	前文との関係	平和を希求することは当然のことであり、殊更に章立てをして条文化する必要はないのではないかと思う。前文記載に留めた方が、縛りがなくなり、却って活動の幅を広げやすくなるのかもしれない。	①		職員意見
382	第8章 平和	平和	前文との関係	前文の中で触れるならわかるが、自治との関係が薄いように思え、唐突な感じはぬぐえない。条例として定めるのであれば、平和条例を別に作るべきと思う。	①		職員意見
383	第8章 平和	平和	前文との関係	平和を求めることは、最高規範たる自治基本条例以前のものであり、あえて規定する必要があるのか。前文への記載はよいと思う。また、例えば軍隊との意見がある自衛隊の扱い(募集や不発弾処理など)や、国際相互理解の推進は政策の範囲であり、選ばれた首長に委ねられたものではないか。8章の章立てに疑問を感じる。高邁な思想は前文の範疇と考える。	①	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接法的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。	職員意見
384	第8章 平和	平和	平和	平和の日条例もあり、平和・憲法手帳も制作している。前文に盛り込むことは理解するが、わざわざ章立てをし、条文を起す必要はないのではないかと。	①		議会各会派等
385	第8章 平和	平和	平和	条文化せず前文への書き込みでよいのではないかと。	①		議会各会派等
386	第8章 平和	平和	平和	ここで言う平和とは、軍事的な意味での平和(=戦争のない状態)を指すと思われるが、これは「子ども」や「都市整備」と同列の各論の域を出ない。現代において、平和関連施策が唯一特記すべき具体的事項だとは思えない(外交・安全保障を担う国ならまだしも)。したがって、章を削除するか、平和の意味を「軍事的な平和を軸として、市民生活全般が平穩に保たれている状態」と拡大解釈したほうがよいのでは。	①		職員意見
387	第8章 平和	平和	平和	「平和」を章とした根拠が不明確。	①		職員意見
388	第8章 平和	平和	平和	「平和」については基本的な主義主張として前文に記述されていれば良いのではないかと。	①		職員意見
389	第8章 平和	平和	平和	平和に関わる事項等については「武蔵野市平和の日条例」等を改定することなどにより規定すべきであり第8章は削除すべきと考える。	①	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接法的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。	職員意見
390	第8章 平和	平和	平和	平和を独立した章立てにしたことは評価する。前文の法規規範性はあるのか。	①	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接法的効果は生じないという一般的な解釈されている。	議会各会派等

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
	大項目	項目					
391	第8章 平和	平和	平和の項目の位置付け	「平和」に反対するものではありませんが、「平和」の項目のみが特別に立てられているように感じます。憲法の3本柱の中、「主権在民」は「自治」に直結すると思しますので、「平和」の項を立てるのであれば、「基本的人權の尊重」の項も立てる。もし立てないのなら、前文に丁寧に書き込む。というようにしてはいいかがでしょうか。	①	本市の戦争の惨禍と平和に関する活動など歴史的な経緯については前文に盛り込むが、武蔵野市が今後も平和を大切にしておくことに効力を持たせるため、本文にも平和に関する条項を置くこととした。人權の尊重については、条例制定に伴い目指す方向性として前文に盛り込む予定である。	パブリックコメント
392	第8章 平和	平和	平和	市民自治こそが、グローバル化した状況の中で、みずから守っていく「平和」につながるのだと思う。なぜ今、自治基本条例なのかということも、前文または平和のところにもう少し詳しく記載してほしい。また、自治が平和に結びつくのかという話で議論していただけたらいいと思います。	⑥	条例案作成の段階で検討する。	市民意見交換会
393	その他	その他	オンブズマン制度	市民の声を正しく反映しているかどうか、市や議会を監視する(オンブズマン)制度が必要と考えます。	①	本市の場合は陳情を非常に丁寧に取扱っていることから、あえて今回オンブズマンを入れるという積極性まではないという結論に至った。	パブリックコメント
394	その他	その他	改正手続	条例の見直し規定については、議論の必要があると考える。	④	改正手続についての議論はあったが、「見直し規定」という切り口での議論はこれまで懇談会では行ってないので、ご意見を踏まえて検討する。	議会各党派等
395	その他	その他	改正手続	条例の実効性を担保するためにも、どこかに見直し規定を設ける、4年に1回設けるとか、ある程度設けておいたほうが持続性が高まるのではないかと考える。	④		議会各党派等
396	その他	その他	改正手続	将来、自治基本条例を改正する議論が出たとき、改正の手続きやルールを定めておく必要はないか。	①	条例の最高規範性についての議論の際に、改正の要件を厳しくするかどうかという検討を行ったが、そこまでかたくしなくてもよいという結論に懇談会では至った。	職員意見
397	その他	その他	改正手続	自治体の憲法との位置づけであれば、安易に改正できないようにするべきだと考えますが、可能なのでしょうか？	①		職員意見
398	その他	その他	改正手続	(憲法で議論されているような)条例の改定手続等について定める必要性や予定はあるか？	①		職員意見
399	その他	その他	景観に関する事	武蔵野市には景観条例も作ることが急務だと感じている。市は景観について野放しで、住宅地のみならず商業地のはみだし看板の問題もしかり、武蔵野の街並み、手遅れにならないように何とか早く手を打ってほしい。そのために武蔵野の景観を守る事を是非盛り込んでほしい。	⑤	ご意見として承る。	パブリックコメント
400	その他	その他	検討経過	ここまでに至るまでの検討経緯が前書きや後ろ書きにでもあると条例の理解の促進に役立つと思われる。	⑥	ご意見のとおりで、今後条例案の制定の際にも市民への丁寧な説明の機会及び市民との意見交換の場を設けていく。なお、これまでの検討の経過については市ホームページに懇談会の会議録として掲載している。	市民意見交換会
401	その他	その他	子どもの権利について	子どもの権利を保障する取組みは、市におけるすべての人々の自治と共生を進めるものであると考える。何らかの記載をお願いしたい。	④	人権についての議論はあったが、「子どもの権利」という切り口での議論はこれまで懇談会では行ってないので、ご意見を踏まえて検討する。	議会各党派等
402	その他	その他	最高規範性	本条例は今後の社会の急激な変容が予期される現在、硬直性のある「最高規範」化をすべきではなく、可塑性・遷移性のあるものとして定立すべきである。	①	「最高規範」という言葉は使わないが、法律における基本法と個別法の関係と同じように、「基本条例」を根拠に「その他の条例」を解釈するという趣旨を入れる、という懇談会での話し合いを経て現在の表現となっている。なお、改正の要件については特に厳しくないという結論に至った。	パブリックコメント
403	その他	その他	在住市民と通勤通学者との区別	住民と、通勤・通学者との比重が同じというのは違うように思う。固定資産税を払い、ずっとこの市に住み続ける覚悟の人と、1~2年で転動していなくなるのが最初から決まっている人もいれば、市に関心はないが学校や職場があるから来ているだけの人もいる。たまたま気になった関心のあることだけに意見や決定権を持ち、特に責任もなく居なくなる、というのはそれはないと思う。意見は求めても、重要案件については、在住の市民が決定権を持つ等差別化があって良いと思う。	①	用語の定義において、本条例の対象となる市民の範囲を限定的に捉える必要はないと考えられるため、居住者に限らず、在勤・在学者等も市民の定義に含んでいるが、住民投票等個別の案件における対象者は別途定義することとしている。	パブリックコメント

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別
	大項目	項目					
404	その他	その他	市民意見の反映	ワークショップ的な、市民の意見をできるだけ聞いて、それらを反映したのではなくて、これから市民の意見を聞いていくのだと思うが、これから市民意見を聞いていく過程で、ワークショップやパブリックコメントをどのように行い、どう反映して、最終的に決めるのかプロセスを是非お話しただきたい。また、実施した結果については公表していただきたい。	⑥	骨子案素案に対する意見は今回このような形で一覧化し、懇談会において反映について議論する。この一覧はホームページにおいて公表する。今後の条例案作成の過程においても、プロセスについての説明や結果の公表を行っていく。	市民意見交換会
405	その他	その他	市民の権利	骨子案は、「市が」つとめて様々なことを図っていくという記載が多い。もっと「基本原則」も「情報共有」も「市民参加」も「住民投票」も「協働」も「コミュニティ」も「広域的な連携及び協力」も、市民の権利として記載し、そのために市がやるべきことを他の条例や規則等で定めていく方が「自治基本条例らしい」気がする。	①	市民の権利と市の責務は表裏一体であり、(例えば情報公開における市民の知る権利と、市側の説明責任のように)その両者を本条例に規定することが自治のルールを定めることにつながる。	職員意見
406	その他	その他	条例策定について	自治基本条例と議会基本条例の一体的策定の可能性と意義を懇談会構成員と議会全体で意見交換を行うことを求めたい。	⑥	条例案の作成に向け、議会との調整方法については今後協議していく。	議会各党派等
407	その他	その他	議員意見の聴取方法	自治基本条例の骨子案素案について考えるうえで、議会基本条例との整合性を持たせることは当然であるが、そもそも議会自身が、市民の多様な意見の反映の場であるので、会派・議員一人ひとりの意見を尊重し、議会内の少数意見に留意する。そのプロセスを踏んでほしい。	⑥		議会各党派等
408	その他	その他	議会との意見交換	懇談会での議論を重ねた結果、骨子案素案という形で一定の方向性が出されたのであれば、具体的に議会基本条例との整合を図る上で、市長へ骨子案を答申(報告)する前に、議会と懇談会との意見交換の場がもたれるべきではないか。その過程を踏まずに骨子案の報告を経て条例案の作成にうつるのは、策定過程に大きな瑕疵があると言わざるを得ない。議会の会派、議員に一方的に意見を「聴取」するのと、双方向で意見を「交換」するのでは、まったく意味が異なる。	⑥	条例案の作成に向け、議会との調整方法については今後協議していく。	議会各党派等
409	その他	その他	条例策定の前提	自治基本条例をつくらなくてはならない背景が見えない。市民参加の根拠としてつくるといふことだが、武蔵野市の場合は市民参加はずっとやってきていることだし、やり方に関してもかなり多方面に、逆に自治基本条例を持っている自治体よりもはるかに進んでやっていることを考えると、それ以上自治基本条例で何を制定するのかが見えてこない。	①	目的の項目にあるとおり、市がこれまで取り組んできたさまざまな市民参加などに関する事項を明文化することで、良き伝統を今後も継続し、「市民自治のまち武蔵野」をさらに推進していくために自治基本条例の制定を目指している。	議会各党派等
410	その他	その他	条例制定の意義	全体として、「何を指すのか」そのためにどのようにするのか、があいまいな感じがする。点々と記載はあるが、つながっておらず、わかりにくい。途中で、レベル感の違う記載も出てくる(「議会と市長の関係」とか「職員の責務」のあたり)。「市民自治」や「市民主体」を目指すとするなら、そのためにはもっと強い市民の権利と責務(義務)を入れてもいいのではないかと感じる。	①	目指すべきところは目的規定にあるとおり、自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会、市長等それぞれの役割を明確にし、市民自治のさらなる推進を図ることであり、そのためのルールをその他の章に記載している。懇談会の議論では、市民に「責務」という強い縛りをつけることには違和感があるとして「役割」という表現になっている。市民の権利については章立てはしていないが、各章に散りばめている。	職員意見
411	その他	その他	条例制定の意義	これからの武蔵野市のあり方は、市民によって方向性が決められ、市民から信託を受けた市長と議会がそれを担う。市長や議会は市民が決めた方向性から逸れないよう、その仕組みをこの条例に盛り込む。また、強い権利を持って市の方向性を決めた市民には、武蔵野市の将来に対して(自分の行使した権利に対して)責任がある、と思う。現在、市民が、そのような権利も責任もいらない、市と議会がいいようにやってほしい、と思う気持ちが大き勢であるなら、「市民自治」を掲げた自治基本条例は必要ないと思う。	⑥	市民の責任(責務)に関しては条例案作成の際に検討する。	職員意見
412	その他	その他	条例制定の効果	市民が、この条例をいよいよ盾にして裁判で争う等、事業の進捗に支障が出ないか懸念される。	①	自治基本条例の制定は最大の行政改革であり、市長も、市職員も条例の規定に縛られることになる。市民の主張が条例に基づく正当な手続なのであればそれを尊重しなければならない。	職員意見

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別	
大項目	項目						
413	その他	その他	条例制定の効果	都心の大変化、企業の技術革新の凄さを見るにつけ、職員はデザインする力や提案する力、アイデアをつなげて発展させる力をつけて発揮していく必要があると強く感じる。そのためには考える時間、意見を交換し合う時間が必要だが、今は昔に比べてその時間が大きく減少しており、作業の占める時間が大半である。本条例の制定が、職員にとっても、力をつけて市政に貢献できることにつながるよう、その逆とはならないことを願う。	①	職員の責務として「自らが自治の担い手であることを自覚し、市民の信頼に応え、公共感覚と協働の視点を持って職務を遂行するよう努める」ことを骨子案素案に盛り込んでいます。加えて市長の責務として「職員の人材育成や、職員が力を十分に発揮できる環境を整えること」を入れている。	職員意見
414	その他	その他	条例制定の効果	行政サービスを充実させる(新たな取り組みを実施する)ためには、行政事務の効率化だけでなく、市民等の負担増が必要な場合もある。何か新たな事業を行うためには、その両方の議論を行うことが必要であることに言及しても良いと思う。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
415	その他	その他	条例制定のスケジュールについて	自治基本条例は、市の中の条例で最高法規の位置づけとのことだが、現段階でも懇談会で様々な意見が出たり、検討すべき事項が多数あるとのことだったので、2019年度中に条例案を上程というスケジュールということでなく、諸課題が解決した時期での制定の方がよいのではないかと感じた。市役所の業務執行の根幹に関わる条例だと思うので、これからも職員向けにも、より丁寧な説明会を続けてほしい。	⑥	条例案上程のスケジュールについてはあくまで目標であり、今後の議会との調整や検討の進捗により変わる可能性はある。職員向けにも引き続きしっかりと説明を行っていく。	職員意見
416	その他	その他	条例制定のプロセス	住民投票を規定する自治基本条例こそ、その是非を住民投票にかけるべきではないか。	①	条例の最高規範性についての議論の際に、改正の要件を厳しくするかどうかという検討を行ったが、住民投票を要件にするとハードルも大きくなって、改正もできなくなるので、そこまでかたくしなくてもよいという結論に懇談会では至った。	議会各会派等
417	その他	その他	条例改正の方法	条例の改正の方法を条例内に入れるべきではないか。	①		市民ワークショップ
418	その他	その他	条例制定のリスクについて	全体を通じて言葉、文章が練れていない。また、性善説に立ちすぎている、当該条例制定に潜む悪意や悪用されるリスクを全く考慮していないことがとても恐ろしい。1度作ったら、廃止や改正が極めて困難な市の「憲法」を作ろうとしているのですから、言葉の持つ意味、可能性、リスクを徹底的に精査すべきと思う。市職員の一人として、当該条例制定後、市政運営の将来に一ミリの支障も発生しないとは現状ではとても言えない。あと30年くらい議論して、市制施行100周年施行の目玉条例にしてみてもいいか。	⑥	文言については条例作成の際に精査する。	職員意見
419	その他	その他	条例の必要性	何故この時期に市民自治(条例)が必要になったかが理解できない。	①	自治基本条例の制定は邑上前市長の選挙公約で、議会に関する項目も含めた「総合型」の条例制定を目指して、数年前から議会側と任意の懇談会という形で断続的に話し合いを行ってきた。その後、議会において議会基本条例制定の話が別で持ち上がったことを一つの機に、市議会議員をメンバーに含む懇談会が設置されることとなり、まずは条例の骨子案の作成に向けた検討がスタートした。	パブリックコメント
420	その他	その他	条例を運用する主体について	(情報共有)(市民参加)書き方の問題だとは思いますが、骨子案はほとんど「市」が主語となっており、行政だけで作った条例だな、と感じる。もっと「市民」を主語にして、市民の権利として書くべき。市民目線で。	⑥		職員意見
421	その他	その他	記載方法	一般の人が読まれたときの印象として、ちょっとかたいという感じがします。	⑥		市民意見交換会
422	その他	その他	職員の参加	職員の方に、地域にもっと出てきていただきたいなと思います。地域ってどういうものなのか、どういう人たちがいて、どういう意見があるのか、それから、協働でやることによって得られる学びとか、お互いの学びにもなるとも思いますし、ぜひそういう機会を増やすなどしていただきたいなと思います。もっと地域で市民が本当に力を発揮できるように、職員の方ともお互いに協働していきたいなと思います。	⑥	条例案作成の段階で検討する。	市民意見交換会
423	その他	その他	各章の見出し	前文から第8章まで、各章の目的と定義が曖昧な章は、はっきり書いた方が良いかもしれない。	⑥		職員意見

	章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別
	大項目	項目					
424	その他	その他	こどもを意識した条例	二つの点で、子どもに焦点をあてる必要がある。一つは、子どもが読んでわかるような表現にするとか、子ども版をつくるなど、「読み手」としての子ども。二つは、子どもも市民と考え、大人と子どもと一緒に市政や地域づくりに参加し貢献していくという「担い手」としての子どもである。これら二つの点で、子どもを意識した条例にすることが重要である。	⑥	条例案作成の段階で検討する。	パブリックコメント
425	その他	その他	実効性の担保	いかにすばらしい文書が書かれていても、それが実行されなければ何なりません。それを担保されるような仕組みまでを組み込んでいただきたい。	⑥		市民意見交換会
426	その他	その他	その他	国会の憲法改正に伴う「憲法審査会」において「地方自治の本旨を明確にすべき」と議論されていることを踏まえ、「地方自治の本旨」を共通理解としたうえで条例制定に臨むべき。	①	憲法そして地方自治法により定められる地方自治の本旨と整合を図ることは勿論であるが、国の今後の動きを待つばかりではなく、議会各党派等市としてのルールの検討は行っていべきと考える。	議会各党派等
427	その他	その他	その他	各論に異議はない。議員の活動を今回の条例で規定することについて説明いただき、違和感が解消された。	⑤	ご意見として承る。	職員意見
428	その他	その他	その他	武蔵野市らしさが随所に盛り込まれた自治基本条例だと思う。今後、本市にどういった影響があるのかについて、どれだけ多くの職員に周知できるかがポイントだと考える。	⑥	条例の内容は、職員の日々の業務においても各種影響があるため、今後職員に対する説明も丁寧に行っていく。	職員意見
429	その他	その他	その他	条例案決定までの経緯が含まれておりわかりやすい。制定した際にも市民に対し同等に公開を行ってほしい。	⑥	ご意見のとおりで、条例制定後の周知もしっかりと行っていく。	職員意見
430	その他	その他	解釈	必ず、解説つきの「子ども版」をつくる。子どもも市民であり、自分たちも地域人として、行政にも地域にもそれなりの要望を寄せ、発言の権利がある事を自覚してもらえる様にすべきだと思う。	⑥	ご意見のとおりで、条例制定後の周知もしっかりと行っていく。	パブリックコメント
431	その他	その他	地方自治法との関係	全般的に、地方自治法に定めが置かれている内容を、条例で改めて規定をするということは、できる限り避けるべきだと思う。なぜなら、どちらにしても、地方自治法に定めが優先し、条例に改めて規定をする意味があまりないことのほか、地方自治法は、頻繁に改正されるため、その改正のたびに、矛盾抵触が生じていないかどうかを確認する事柄だけ単純に増えちゃうことになってしまうからである。	①	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても敢えて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する」という整理になっている。	職員意見
432	その他	その他	法律との関係	国の法律などで定められていることはこの条例には書かないということをはじめに書いて欲しい。	①		市民ワークショップ
433	その他	その他	長期計画等との整合性	本来ならば自治基本条例を策定した後、その自治基本条例に従って長期計画をつくらなくてはならないはずだが、今のスケジュールだと同時進行になっている。そうした場合、長期計画は一体どこに根拠を持っているのかというのがよくわからない。また都市計画マスタープランや健康福祉総合計画等個別計画との整合性はどのようにしていくのか。	①	長期計画の策定に代表されるような本市が伝統的に培ってきた市民参加の手續を将来にわたり担保し、ルール化することは自治基本条例制定の目的の一つであるが、長期計画の根拠は既に長期計画条例において規定されているので、自治基本条例の制定に向けた検討と、長期計画の策定作業の時期が重なることに特に問題は無いと考えている。その他の個別計画についても同様である。	議会各党派等
434	その他	その他	緑環境についての記載	コミュニティ、平和について各章を設けているように、緑、環境についても各章を作っていただきたい。	①	緑の保全是、武蔵野市が大切にしてきた大きな特徴のひとつであることは間違いないが、この条例の目的である自治の推進に向けたルールづくりという観点からは、条例に盛り込むべき論点としては挙がらなかった。	パブリックコメント
435	第8章 平和	平和	平和	平和に限定せず、「次代に伝えていくもの」として「平和」「緑」などを定めたほうが良いと思う。	①		職員意見
436	その他	その他	緑の保全	武蔵野市の緑の保全是書かれないのか。	①		市民ワークショップ

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリ分け	対応案	種別
大項目	項目					
437	その他	武蔵野市の位置づけ	どのような違いがあり、どこに力点があるかを知るために、他自治体と比較した資料をまとめてもらいたい。 他自治体との比較により、武蔵野市の位置づけがどこらへんか確認できることによって自己認識と誇りになると思う、我々がほかの方々と武蔵野市に住んでいることを自慢できるような資料にまとめていただけると良いと思う。	①	市は、最上位計画である長期計画・調整計画策定の際に、「地域生活環境指標」を作成しており、その中には近隣市との比較データも含まれる。骨子案素案の第5章の「行政の政策活動の原則」において「市長は、長期計画の策定又は見直しの過程において、市政に関する基礎情報など、検討に必要な情報を分かりやすく整理して公開するよう努めるものとします」という文言は環境指標の作成を担保する意味で入っている。	市民意見交換会
438	その他	今後の条例制定に向けてのプロセスについて	何よりも、原案が作成された段階で、再び、素案と同様の、市民からの意見聴取および意見交換の場を、しっかりと設定していただきたいと存じます。その際、議会基本条例作成の経過報告を、市民に分かりやすい形で示すことが肝要であると考えます。	⑥		パブリックコメント
439	その他	意見交換会・WSの実施方法	市民参加を進めるためにはプロセスがすごく大事だと思う。この懇談会の意見交換会はここ1カ所で行われていますが、大事な条例についての話し合いですから、できれば3駅圏で実施していただきたいかなと思う。また、無作為抽出ではなくて、意見交換会に参加した意欲の高い人たちも、ワークショップに参加できるように考えていただけないかと思います。	⑥		市民意見交換会
440	その他	意見交換会・WSの実施方法	意見交換会を各地域で開催したら、本当にすばらしかったなと思います。各コミュニティの勉強にもなりますし、みんなで共有することが身になっていって、まちの力になると思います。	⑥		市民意見交換会
441	第8章 平和	自治と平和との関連性	第8章に“平和”が置かれているが(第6章 国および東京都との関係、第7章 広域的連携および協力の結びとして(世界)平和が来るのはムサノ市らしくユニークで良いと考えるが、(地域)自治がなぜ(世界)平和につながるのか。戦争の惨禍を受けたこと、平和運動が続けられて来たことを挙げるだけでは納得ゆく説明になっていないと思います。先に挙げたグローバル化や世界の持続可能性の問題が地域の自律・自立と深く結びついていること、地域の自立は一方では、広域の自治の連携ひいては都道府県、国、更には世界のあり方とその対応(対処)の仕方に深く結びついていることが、市民に十分に理解されるように(自治条例の)意義が表明されていることが必要だと考えます。	⑥	ご意見のとおりで、今後条例案の制定の際にも市民への丁寧な説明の機会及び市民との意見交換の場を設けていく。	パブリックコメント
442	その他	骨子案の難易度	全体的に骨子案が曖昧すぎる。中学生が理解できるような内容にすべきだ。	⑥		市民ワークショップ
443	その他	条例制定に向けて	立案の過程から一般の市民参加があることが望ましいです。市民が「自治の主体となって、民主主義の担い手であることを自覚して行動する」という前提がなければ、形骸化する危険性を含んでいます。懇談会で作られた素案について限られた参加者が意見を述べるだけの方式では、市民参加の真髄は十分に発揚されません。 その方策として、市内のコミセンを通じて、市民にもっと関心を持ってもらうように働きかける。1回だけのパブリックコメント、ワークショップに終わるのではなく、主催者側がイニシアティブをとって、さまざまな創意工夫により広く多様な参加者の意見を引き出す集集を持つ。そしてそこに市の職員と一緒に参加することです。市民と行政と一緒に議論し、学ぶことによって両者の理解が進み、協働が円滑に行くようになるでしょう。	⑥		パブリックコメント
444	その他	条例制定に向けて	市長等と懇談会・委員会及び市民の合同の相互の意見交換会を持って、丁寧に進めていただきたい。時間的余裕をもって、項目毎に分けて開催するなどして、十分な意見交換と議論が出来る場をもっといただきたいと思います。	⑥		パブリックコメント

章と項目		テーマ	意見の要約	カテゴリー分け	対応案	種別		
大項目	項目							
445	その他	その他	条例制定の進め方	全市民、全職員が市民自治の当事者なのです。時間をかけて多様な当事者の意見を吸い上げてください。この過程で、出来るだけ大勢の多様な当事者たちが、自らのコミュニティ活動のふり返りに参加し、情報を共有しながら前進したいものです。より多くの人たちが「自分・自分たちの」ことだと受け止め、今後にも活かせるよう、時間と手間をかけてすすめてくださるようお願い申し上げます。	⑥		パブリックコメント	
446	その他	その他	策定方法	パブリックコメントとか、今までもあったが、参加者が本当に少なかったり、発言者が決まっていたりする。しかし、それらのフォローもなくそのままになってしまう。それでは本当の市民参加は望めないと思う。非常に難しいと思うが、本当に市民のものにしていくためには、たくさんの市民に参加してもらうためにも、例えばコミセンなどでファシリテーターを立てるなどして、みんなで話しやすい環境づくりなど工夫ができると思う。	⑥	ご意見のとおりで、今後条例案の制定の際にも市民への丁寧な説明の機会及び市民との意見交換の場を設けていく。	市民意見交換会	
447	その他	その他	策定方法	市民の意見をもっともって吸い上げて、そして市民にも自覚を持ってもらう。それはこの基本条例を制定する上で一番大事なことじゃないかと思えます。余り急がれないで、ゆっくりでいいですから、市民が誇れる私たちの自治条例だという気持ちを持つてものにしていただきたい。	⑥		市民意見交換会	
448	その他	その他	市民意見の聴取方法	アンケートやパブリックコメント募集にとどまらず、骨子案ができた段階で、市民との意見交換会を各地域、各層向けに丁寧に実施していただきたい。	⑥		議会各会派等	
449	その他	その他	人権侵害や差別に対する苦情処理・勧告のできる第三者機関の設置	市民への差別や人権侵害に対して、市民からの訴えを受け止め、事情を調査し、是正措置を勧告できる第三者機関の設置をこの条例で規定すべきである。(男女平等推進条例においても、男女平等に関する苦情処理に対応するための機関が設置されている。公平委員会は職員の身分や待遇等に関する苦情処理機関なので、性質が異なる。)	①		懇談会での議論では「人権の尊重は大前提であるため、個別の条文を置くのではなく、前文に規定する」という整理をしており、それに付随する制度についてもこの条例を根拠に設けることは想定していない。なお、人権侵害に対する救済措置については国が法務省を所管として制度を構築している。	議会各会派等